

安全センター情報2025年9月号 通巻第540号
2025年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2025 9

安全センター情報



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：患者と家族の会 関係省庁交渉

全国労働安全衛生センター連絡会議 第36回総会 9.20-21 東京開催

(NPO)東京労働安全衛生センターのご協力をいただき
今年の第36回総会は以下のとおり、東京で開催します。

■学習講演会 2025年9月20日(土) 14時～17時■

「労基法『改革』の動向と課題—働く者の安全・健康を守るために何が必要か」
森崎巖氏(全労働省労働組合顧問)

「芸能界で働く人の労働安全衛生と社会保障」
森崎めぐみ氏(一般社団法人日本芸能従事者協会代表理事/俳優)

会場：全水道会館大ホール(4階) 参加費：無料

〒113-0033 東京都文京区本郷1-4-1 <https://www.mizujoho.com/zensuido/access/>
JR水道橋駅東口徒歩2分／都営地下鉄三田線水道橋駅A1出口徒歩1分

■夕食交流会 2025年9月20日(土) 17時半～19時半■

会場：福星酒家 参加費：3,500円

〒113-0033 東京都文京区本郷1-10-12 カルム本郷1F
<https://fukuseisyukasuidoubashi.owst.jp/>

JR水道橋駅東口徒歩約8分／都営地下鉄三田線水道橋駅A6出口徒歩約5分

■第36回総会 2025年9月21日(月) 9時～12時■

- ①災害とアスベスト／②労災保険法等の見直し／③じん肺診査ハンドブックの改訂等／
④地域安全センター活動などを取り上げる予定

会場：全水道会館中会議室(5階) 参加費：無料

〒113-0033 東京都文京区本郷1-4-1 <https://www.mizujoho.com/zensuido/access/>
JR水道橋駅東口徒歩2分／都営地下鉄三田線水道橋駅A1出口徒歩1分

会員の皆さまには別途、
出欠連絡の葉書をお届け
します(※申し込み締め
切り9月10日)。
宿泊は各自でお手配い
ただようお願いいたし
ます。早めに宿泊先の
確保をお勧めします。

申込&問合せ先：
全国安全センター
joshrc@joshrc.net
Tel: 03-3636-3881
Fax: 03-3636-3882

- 交 通 ・JR水道橋駅 東口(御茶ノ水駅寄り) 下車徒歩2分
・都営地下鉄三田線水道橋駅 A1出口 下車徒歩1分



特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2024年→2025年

1 労働災害・職業病の発生状況	2
2 労働安全衛生対策	9
3 化学物質対策等	12
4 労災補償対策	14
5 労働災害・職業病の統計データ	14

統計資料	26
------	----

2024年度労働基準行政関係通達等	54
-------------------	----

安全センター情報2024年度目次	75
------------------	----

全国安全センター規約・規定	85
---------------	----

全国安全センター第36回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	66
第2号議案 2024年度収支決算案	71
第3号議案 2025年度収支予算案	73
第4号議案 2025年度役員体制案	74

労働安全衛生をめぐる状況

2024年→2025年

1. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度の534,623人を底に増加に転じ、2020年度は653,355人とやや減少したものの、2021年度678,604人、2022年度777,426件、2023年度781,432件と増加し、1990年頃の水準に戻ってしまっている。

「新型コロナウイルス感染症による労災保険新規受給者」数は公表されていないものの、後述のように「業務上疾病補償状況」として新型コロナウイルス感染症による補償件数が2020年度4,556人（労災保険新規受給者数の0.7%）、2021年度19,608人（2.9%）、2022年度150,434人（19.4%）、2023年度47,897人（6.1%）あったことがわかっているため、これを除くと2020年度648,799人、2021年度658,996人、2022年度626,992人、2023年度733,535人で、2022年度は減少に転じたものの、2023年度は再び増加して1992年頃の水準に戻ったことになる。

2022年度の労災保険新規受給者についてみると、業務災害687,892人（88.0%）、通勤災害93,531人（12.0%）で合計781,423人（前出の数字より9人少ない）。その発生年度別内訳は、2023年度559,052人（71.5%）、2022年度216,664人（27.7%）、2021年度4,496人（0.6%）、2020年度666人（0.1%）、2019年度173人、2018年度以前381人、となっている。

2021年度分から「複数事業労働者分」の数字も示されるようになっており、2023年度は3,126人（業務災害2,520人、通勤災害597人、9人少ない）である。

● 死亡災害

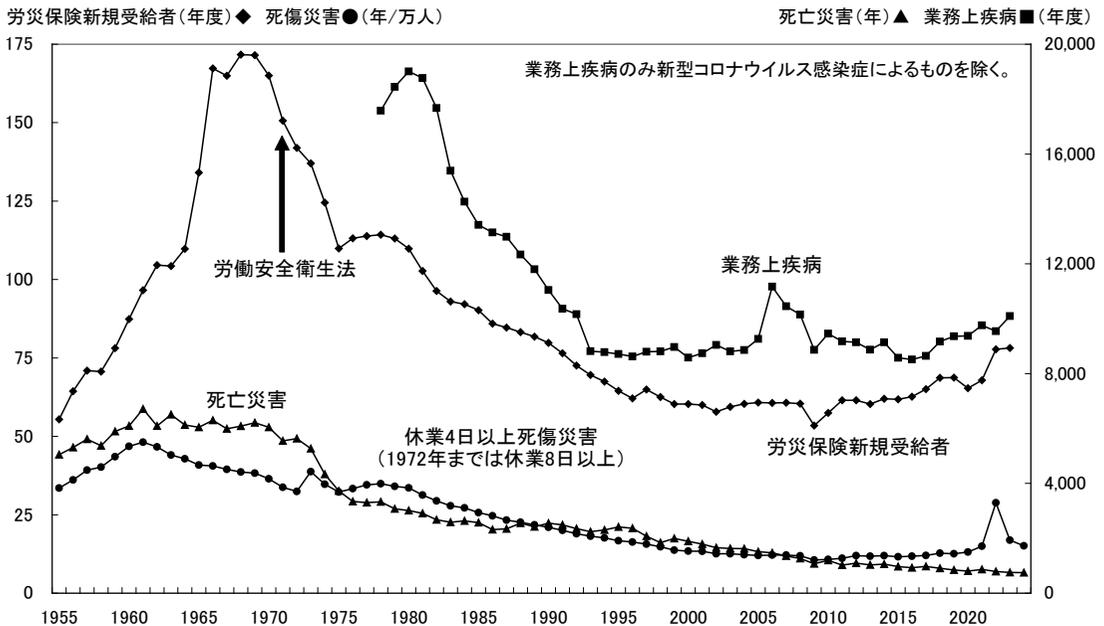
2025年5月30日に、事業主の届け出た労働者死傷病報告を暦年単位で集計した「令和6〔2024〕年の労働災害〔死亡災害と休業4日以上の死傷災害〕発生状況」が公表されたが、2022年分から、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた数字を基本とするかたちに変更されている。別掲表に、コロナを含めた数字（合計）と、コロナの数字、除いた数字（その他）がわかるように記載した。

死亡災害は、2015年以降は1,000人を下回る状況が継続し、2018年909人、2019年845人、2020年は、コロナを含めても802人と、3年連続で最低記録を更新した。2021年は、コロナを含めると867人で増加になるが、コロナを除くと778人で最低記録を更新、以降はコロナを含めても対前年比で減少、コロナを除くと2022年774人、2023年755人、2024年746人と、最低記録更新を続けている。コロナによる死亡災害は2020年18人（死亡災害全体の2.2%）、2021年89人（10.3%）、2022年17人（2.1%）、2023年4人（0.5%）、2024年度1人（0.1%）という状況である。

一方、2023年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は例年より多く5,192人で、業務災害4,979人（95.9%）、通勤災害212人（4.1%）（1人少ない）。発生年度別では、2023年度509人（9.8%）、2022年度783人（15.1%）、2021年度385人（7.4%）、2020年度205人（3.9%）、2019年度109人（2.1%）、2018年度以前3,201人（61.7%）という内訳で、2018年度以前の割合が例年よりもはるかに多くなっている。

● 死傷災害

労働災害・職業病の推移



休業4日以上の死傷災害は、2009年の105,718人を底に微増傾向で、2018年127,329人に達した後、2019年は125,611人で減少に転じていた。新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除くと、2020年も125,115人でわずかながら減少を続けたものの、その後はコロナを除いても2021年130,586人、2022年132,355人、2023年度135,371人、2024年度135,718人へと増加に転じている。

コロナによる死傷災害は、2020年6,041人(死傷災害全体の4.6%)、2021年19,332人(12.9%)、2022年155,989人(54.1%)、2023年33,637人(19.9%)、2024年は15,196人(10.1%)と、死亡災害の場合とは異なり、2024年でも約1割を占めている。

● 死亡災害対他の労働災害の比率

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハイインパクトの法則の「1:29:300」という数字の妥当性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上の災害件数(休業4日以上の死傷災害-死亡災害)」及び「休業3日以内+不働災害の件数(労災保険新規受給者数-休業4日

以上の死傷災害災害)」の比率を別掲表に示した(労災保険新規受給者数は年度で、他は暦年の数字である)。

コロナを含めた全業種計で、過去28年間の平均で、この比率は1:101.4:377.3ということになるが、1996年の1:67.9:208.2から2023年の1:222.7:805.9へと、後者2つの比率が経年的に増加していることがわかる(2023年はとくに休業3日以上・不働災害が急増)。しかし、業種別のばらつきが著しい(2022年業種別の死亡災害と死傷災害はコロナを除いたものである)。とりわけ、鉱業、建設業、農林水産業、運輸業では、製造業やその他事業と比較して、休業+不働災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用されるべきであると考えられる。

● 業務上疾病

業務上疾病(職業病)は、補償件数で、2003年度の8,810人を底に、2005年夏のクボタ・ショックの影響で2006年には(過去死亡事例を含めて)11,171人に増加。2016年度の8,512人から2019年度9,359

職業病としての新型コロナウイルス感染症関連データ

年/年度	死亡災害発生状況(暦年)					死傷災害発生状況(暦年)				
	合計	コロナ	%	その他	%	合計	コロナ	%	その他	%
2020	802	18	2.2%	784	97.8%	131,156	6,041	4.6%	125,115	95.4%
2021	867	89	10.3%	778	89.7%	149,918	19,332	12.9%	130,586	87.1%
対前年/年度比	108%	494%		99%		114%	320%		104%	
2022	791	17	2.1%	774	97.9%	288,344	155,989	54.1%	132,355	45.9%
対前年/年度比	91%	19%		99%		192%	807%		101%	
2023	759	4	0.5%	755	99.5%	169,008	33,637	19.9%	135,371	80.1%
対前年/年度比	96%	24%		98%		59%	22%		102%	
2024	747	1	0.1%	746	99.9%	150,914	15,196	10.1%	135,718	89.9%
対前年/年度比	98%	25%		99%		89%	45%		100%	

年/年度	業務上疾病発生状況(暦年)				
	合計	コロナ	%	その他	%
2020	15,038	6,041	40.2%	8,997	59.8%
2021	28,071	19,332	68.9%	8,739	31.1%
対前年/年度比	187%	320%		97%	
2022	165,495	155,989	94.3%	9,506	5.7%
対前年/年度比	590%	8075%		109%	
2023	44,133	33,637	76.2%	10,549	23.8%
対前年/年度比	27%	22%		1103%	

年/年度	業務上疾病補償状況(年度)					労災保険新規受給者数(年度)				
	合計	コロナ	%	その他	%	合計	コロナ	%	その他	%
2020	13,931	4,556	32.7%	9,375	67.3%	653,355	4,556	0.7%	648,499	99.3%
2021	29,367	19,608	66.8%	9,759	33.2%	678,604	19,608	2.9%	658,996	97.1%
対前年/年度比	211%	430%		104%		104%	430%		102%	
2022	159,982	150,434	94.0%	9,548	6.0%	777,426	150,434	19.4%	626,992	80.6%
対前年/年度比	545%	767%		98%		115%	767%		95%	
2023	57,993	47,897	82.6%	10,096	17.4%	781,432	47,897	6.1%	733,535	93.9%
対前年/年度比	36%	32%		107%		96%	32%		117%	

新型コロナウイルス感染症の労災補償状況

(情報公開請求で入手した新情報によって2025年6月号4頁表2の数字を更新したもの)

年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計
2019	請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	1
2020	請求	5	54	370	368	186	356	443	343	526	1,075	1,943	2,810	8,479	8,480
	支給	0 (0)	7 (0)	48 (0)	226 (0)	229 (0)	221 (0)	213 (24)	247 (7)	325 (3)	440 (56)	623 (10)	1,977 (93)	4,556 (193)	4,556 (193)
2021	請求	1,956	1,573	2,168	1,789	1,150	1,507	2,050	1,804	1,035	579	1,376	5,917	22,904	31,384
	支給	1,398 (15)	1,701 (14)	2,190 (11)	1,895 (17)	1,927 (13)	1,310 (5)	1,475 (9)	1,760 (14)	1,858 (32)	1,254 (12)	905 (10)	1,935 (16)	19,608 (168)	24,164 (361)
2022	請求	8,263	7,169	7,881	5,428	7,554	22,552	24,363	15,276	13,109	15,307	19,913	13,434	160,249	191,643
	支給	2,504 (32)	5,135 (8)	8,570 (15)	7,465 (11)	7,659 (10)	11,039 (10)	20,643 (10)	18,799 (15)	17,232 (9)	15,563 (10)	19,346 (7)	16,479 (12)	150,434 (149)	174,598 (510)
2023	請求	6,789	5,032	4,353	3,531	3,478	4,523	3,875	2,998	2,256	1,934	2,431	2,757	43,957	235,600
	支給	8,557 (2)	7,386 (8)	6,165 (13)	4,260 (10)	3,780 (15)	3,589 (18)	3,159 (23)	3,211 (26)	2,377 (19)	1,642 (25)	1,588 (11)	2,163 (22)	47,897 (192)	227,424 (702)

人へと上昇気味であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、2020年度は13,931人、2021年度29,367人、2022年度159,982人と、クボタ・ショックを上回る突出を記録することとなった後、2023年度は57,993人まで減少した。

コロナ自体によるものは、2020年度4,556人(32.7%)、2021年度19,608人(66.8%)、2022年度は150,434人(94.0%)にまで増加した後、2023年度は47,897人(82.6%)だった。コロナを除くと、2020年度9,375人、2021年度9,759人、2022年度9,548人、2023年度10,096人で、2020～22年度は、2019年度の9,359人からさほど増加していないが、2023年度はコロナなしでもかなりの増加である。

いずれにしろ新型コロナウイルス感染症はこの間、まさに最大の職業病であった(3頁の図では、バランスが大きく崩れてしまうため、「業務上疾病」のみはコロナを除いたものを示している)。

「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係るもの(発熱症状等)」も、2021年度858人、2022年度144、2023年度31人補償されていることがわかっている

(「その他の物理的因子による疾病(二-6)」に含まれる)。

次頁に上図として、新型コロナウイルス感染症以外の、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双壁のひとつ「じん肺及び

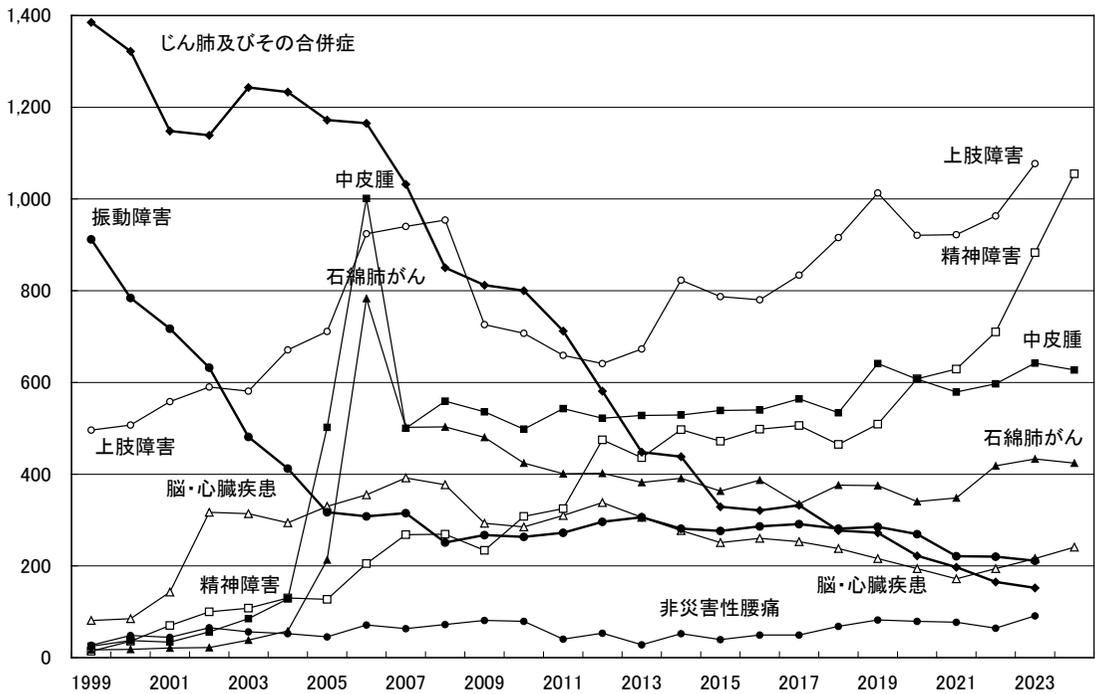
死亡災害・休業4日以上・その他の比率

年度/年	業種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
2016	全業種	626,526	978	1	120,460	123.2	505,088	516.4
2017	全業種	650,534	978	1	120,460	123.2	529,096	541.0
2018	全業種	686,513	909	1	127,329	140.1	558,275	614.2
2019	全業種	687,455	845	1	125,611	148.7	560,999	663.9
2020	全業種	653,355	802	1	131,156	163.5	521,397	650.1
2021	全業種	678,604	867	1	149,918	172.9	527,819	608.8
2022	全業種	777,426	791	1	288,344	364.5	488,291	617.3
2023	全業種	781,432	759	1	169,008	222.7	611,665	805.9
合計	全業種	17,651,618	36,798	1	3,730,154	101.4	13,884,666	377.3
2023	製造業	135,425	138	1	27,194	197.1	108,093	783.3
	建設業	61,128	223	1	14,414	64.6	46,491	208.5
	運輸業	50,619	124	1	19,554	157.7	30,941	249.5
	鉱業	533	5	1	198	39.6	330	66.0
	農林水産業	17,572	56	1	4,409	78.7	13,107	234.1
	その他	516,155	209	1	69,602	333.0	446,344	2,135.6
	全業種	781,432	755	1	135,371	179.3	645,306	854.7

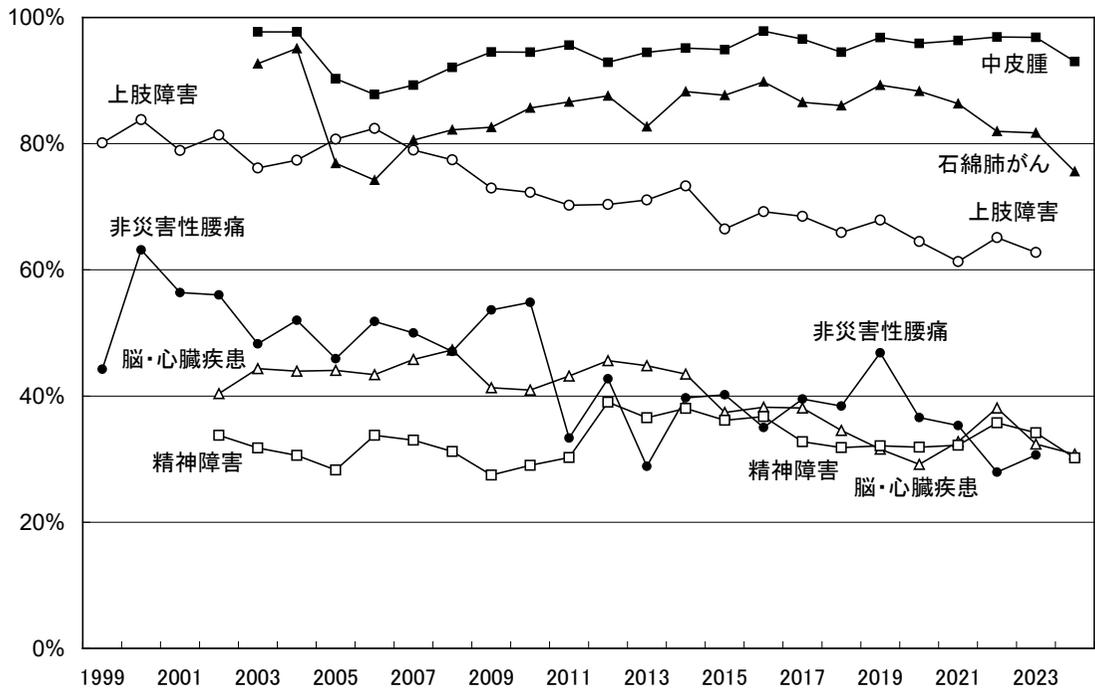
注：2023年の業種別の死亡災害と死傷災害は新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

その合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少が続いた後、2015～2017年度は横ばい、2018年度は277人と初めて300人を割り、以降「振動障害」を下回るようになり、2021年度は200人を割って197人、

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



2023年度は152人まで減少して最低記録を更新している。もうひとつの伝統的な職業病の双璧-「振動障害」の方は、2008年度の251人まで減少し続けた後、270~300人程度の範囲にあったが、2021年度221人、2022年度220人、2023年度211人と最低記録を更新している。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013年度以降反転して、再び増加傾向を示した。2019年度は1,013人で初めて千人を超えたが、2020年度921人、2021年度922人、2022年度963人、2023年度は1,077人に増加という状況である。図中の疾病のなかで最大であるが、精神障害がこれに近づきつつある。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに示されているように、被害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあるようにみえていた。ともに、2022年度と2023年度は2年連続して増加した後、2024年度の速報値ではやや減少して各々627人と424人、合計すると1,051人で、合わせるとう上肢障害に迫る水準である。

「脳・心臓疾患」は、2007年度の392人をピークに減少傾向にあるように見え、2020~2022年度は200人を割ってしまったが、3年連続して増加して2024年度は241人という状況である。2022年度認定基準改正が増加につながっている可能性はある。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて、2012年度には「石綿肺がん」、2020年度には「中皮腫」も上回った。2018年度の465人から6年連続して増加し、2024年度は初めて千人を超え1,055人で、上肢障害に迫る水準である。2023年度認定基準改正が増加につながっている可能性はある。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してある

ので参照していただきたい。認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの認定率を計算することができるが、前頁下図に示したのは、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%超だが、2024年度は93.0%に減少した。次いで「石綿肺がん」でいったんは90%に迫りつつあったものの、2024年度75.6%まで減少してしまった。その次の「上肢障害」も80%超だったものが減少し続け、2024年度は62.8%である。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。「脳・心臓疾患」の認定率は、2008年度が47.3%で過去最高。2020年度には29.2%で過去最低を更新した後、やや持ち直したものの2024年度は30.8%。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇して過去最高の39.0%になったのは、2011年末の認定基準策定の影響かもしれないが、40%超えが期待されたものの、その後減少して、2023年度は30.2%だった。

「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した。2019年度46.9%まで持ち直したものの、2024年度は30.6%にとどまった。

なお、図には含まれていないが、新型コロナウイルス感染症の認定率②は、2020年度95.9%、2021年度99.2%、2022年度99.9%、2023年度99.6%であり、認定率でも職業病トップを誇っている。

公表件数と補償件数を比較すると(表2-1から表2-3参照)、「災害性(負傷による)腰痛(一-1)」は公表件数のほうが1千件以上多く、2017年度以降は2千件以上の差になっている。「異常温度条件による疾病(二-4)」のうちの熱中症、「その他の物理的因子による疾病(二-6)」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(三-5)」、「化学物質による疾病(四-2)」でも、ほぼ系統的に公表件数が補償件数を上回っている。これらは、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償請求手続がなされていないか、請求手続がなされたにもかかわらず認定されていないことを意味すると考えられ、問題である。

逆に、「腰痛以外の負傷による疾病」(一-2)、「騒音による耳の疾病」(二-5)、「重激業務」(三-1)、「非災害性腰痛」(三-2)、「振動障害」(三-3)、「職業がん」(七)、「脳・心臓疾患等」(八)、「精神障害等」(九)では、系統的に補償件数が公表件数を(大きく)上回っている。退職後に発病したものは後者に含まれないとしても、それだけでは説明できないと思われる乖離がある。

また、表7に「傷病別長期療養者数」を示しているが、2020年度分から、それまでのじん肺(3,934人)、せき髄損傷(382人)、外傷性の脳中枢損傷(583人)、頭頸部外傷症候群(378人)、頸肩腕症候群(115人)、腰痛(677人)、一酸化炭素中毒(4人)、振動障害(4,567人)、負傷(22,696人)に加えて、良性石綿疾患(良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚)(225人)、悪性石綿疾患(肺がん・中皮腫)(1,619人)、脳・心臓疾患(172人)、精神障害(2,201人)の療養開始後1年以上経過した者の数が示されるようになった(括弧内は2023年度末療養中の者の数)。なお、傷病補償年金は、じん肺、せき損、その他別の内訳がわかるが(表1)、障害補償給付については傷病別の内訳が示されていない。

● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年度の23.6%から2023年度の58.9%へとほぼ経年的に増加し続けている(表3-1)。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。喀痰検査も2023年度は過去最高となっている(表3-2)。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人から2019年20,169人まで減少。2020年21,081人、2021年21,007人、2022年21,881人、2023年21,837人、2024年20,320人と推移している。そのうち、「有職者」が2019年7,612人(37.7%)から2024年8,092人(39.8%)へと増加するとともに、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが1,949人(9.6%)から2,564人(12.6%)へと増加している(裏付け資料により明らかにできるもの、自殺者一人につき3つまで

計上可能から、2022年からは家族等の証言からえ得る場合も含め4つまで計上可能に変更)。

「労働安全衛生に関する調査」が厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

ここでは、「労働者健康調査」、「労働災害防止対策等重点調査」、「労働安全衛生基本調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」が「廃止した調査」とされていることがわかる。例えば、5年ごとに実施されていた「労働者健康調査」では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合が、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%と推移してきていた。

現在は、「労働安全衛生調査(実態調査)」(2014年と2019年を除く2013~2023年、2024年は2025年9月公表予定とされている)と、「労働安全衛生調査(労働環境調査)」(1996、2001、2006、2014、2019年)のみが掲載されている。後者のほうがやや系統的であり、事業所調査-①有害業務、②作業環境測定、③化学物質、労働者調査(2019年は「個人調査」)-①有害業務、②有機溶剤、③化学物質、ずい道・地下鉄工事現場調査-①粉じん抑制対策、②作業環境測定、について継続的に追えるが、それでも2014・19年調査はそれ以前とけっこう違ってしまったうえに、新たな調査結果がない。

「労働安全衛生調査(実態調査)」の個人(労働者)調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスと感ずる事柄がある」労働者の割合-2013年52.3%<2015年55.7%<2016年59.5%>2017年58.3%>2018年58.0%>2020年54.2%>2021年53.3%<2022年82.2%<2023年82.7%。

「職場で受動喫煙がある」労働者の割合(「ほとんど毎日」と「ときどきある」の合計)-2013年47.7%>2015年32.8%<2016年34.7%<2017年37.3%<2018年28.9%>2020年20.1%<2021年20.7%>2022年20.6%。2023年調査ではなくなった。

「労働安全衛生調査(実態調査)」の事業所調査は、内容がかなり変わってしまっていて、2021年

調査では産業保健、受動喫煙対策、長時間労働者に対する取組に関する事項がなくなり、2022年調査では高齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項もなくなって、いままも継続的に追えるのは、以下を実施または取り組んでいる事業所の割合くらいで、以下のとおりである。

- ・メンタルヘルス対策-2013年60.7%>2015年59.7%>2016年56.6%<2017年58.4%<2018年59.2%<2020年61.4%>2021年59.2%<2022年63.4%<2023年63.8%
- ・ストレスチェック-2013年26.0%>2015年22.4%<2016年62.3%<2017年64.3%>2018年62.9%>2020年62.7%<2021年65.2%>2022年63.1%<2023年65.0%
- ・ストレスチェック結果の集団分析-2015年40.4%<2016年43.8%<2017年58.3%<2018年73.3%<2020年78.6%>2021年76.4%>2022年72.2%>2023年69.2%
- ・化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントをすべて実施:安衛法第57条の2該当化学物質-2017年52.8%>2018年29.2%<2020年67.2%<2021年78.0%<2022年78.5%>2023年75.5%

なお、過去1年間にメンタルヘルス不調により1か月以上休業または退職した労働者がいる事業所の割合が、2011年9.0%>2012年8.1%<2013年10.0%>2020年9.2%<2021年10.1%<2022年13.3%<2023年13.5%、となっている。

なお、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」のページができて、現在2017~23年の分のデータが提供されている (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01674.html)。これは、安全衛生調査(実態調査)の特別集計を行なったものと説明されている。

また、平成28年版以降毎年、「過労死等防止対策白書」が公表されているほか、「過労死等防止対策に関する調査研究」の成果も公表されるようになってきている (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>)。

2. 労働安全衛生対策

● 第14次労働災害防止計画等

2023年3月8日付け厚生労働省発基安0308第1号をもって、2023~2027年を対象期間として新たに策定された第14次労働災害防止計画(14次防)が通知された。14次防は、「重点事項における取組の進捗状況を確認する指標(アウトプット指標)を設定し、アウトカム(達成目標)を定める」かたちに変更され、8つの重点事項と具体的取組及び6つの指標事項とアウトプット/アウトカム指標が示され、「アウトカム指標の達成を目指した場合に期待される労働災害全体としての結果」として、以下が示されている (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>)。

- ① 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
- ② 死傷災害については、2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

14次防は新型コロナウイルス感染症へのり患によるものの取り扱いを明示していないが、仮にそれを除くと、2024年の死亡災害は2022年と比較して3.6%の減少、死傷災害は2.5%の増加である。

● 3回目の過労死等防止対策大綱変更

2024年8月2日、2021年に続き3回目の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定された。「新たな大綱に定めた主な取組等」は、以下のとおりとされている。

- ① 2024年4月から全面適用された時間外労働の上限規制の順守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導を強化
- ② フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の履行確保、個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進
- ③ 芸術・芸能分野を重点業種等に追加、事業主に義務付けられているハラスメント防止措置の状況についても過労死等事案から収集・分析を実施

- ④ 事業主は、管理職や上司、若年労働者に対する労働関係法令の研修等を実施、労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的に確認するなど、国以外も含めた関係者による取組を推進

● 時間外労働の上限規制の全面適用等

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働基準法による時間外労働の上限規制（原則として月45時間、年360時間、臨時的な特別の事情があって特別条項付き36協定を締結する場合でも年720時間等）について、5年間適用が猶予されていた事業・業務に対しても2024年4月1日から適用された。具体的には主に以下のとおりである。

- ① 工作物の建設の事業－災害時における復旧・復興の事業を除き上限規制がすべて適用。
- ② 自動車運転の業務－特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となる。
- ③ 医業に従事する医師－特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が原則年960時間、最大年1,860時間（都道府県知事の指定が必要な特例水準）となる。追加的健康確保措置等を定めた医療法等改正も行われた。

厚生労働省は、「建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制（旧時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html）、「建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制特設サイト『はたらきかたススム』」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）、「『医師の働き方改革』.jp」（<https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>）等で、周知・情報提供を行っている。

裁量労働制に関する労働基準法施行規則等の改正も2024年4月1日から施行・適用されている。厚生労働省は「裁量労働制の概要」ページで関連情報等を提供している（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/sairyo.html）。

● 個人事業者等の安全衛生対策の見直し等

2021年5月17日の建設アスベスト訴訟最高裁判決で、労働安全衛生法第22条（事業者の講ずべき健康障害防止措置）の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを踏まえて、一人親方等についても同法第22号等の規定に基づく健康障害防止措置の対象とする関係11省令の改正が2022年4月15日に行われ、2023年4月1日に施行された。

その後、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書（2023年10月27日）を踏まえて、安衛法第20・21条の規定に基づく危険防止措置関係4省令の改正が2024年4月30日に行われ、2025年4月1日から施行された。

同時に、2024年5月28日付けで、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」も策定された。危険有害性以外の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策について、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すことを目的としたものとされる。

厚生労働省は、「一人親方等の安全衛生対策について」というページを設けていたが、「個人事業者等の安全衛生対策について」に変更して、関係情報等を提供している（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html）。

さらに、2025年3月31日付けで基監発0331第1号・基安計発0331第1号・職需発0331第1号「注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について」を発出している。

他方、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）2023年5月12日に公布され、2024年11月1日に施行された。個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制

整備等が義務付けられた (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)。

厚生労働省は、同法施行に合わせて、「労働者に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を設置するとともに、「労働基準法における労働者性判断に係る参考資料集（令和6年10月時点）」を作成するなどしている (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/index02.html)。

● 労働安全衛生法等の改正

関係する検討会報告書のとりまとめも踏まえて、2025年1月17日に中央労働基準審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」が公表され、これに基づいた労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案が2025年5月8日に成立、5月14日に公布され、公布日を含めて8回に分けて施行される。また、2024年12月26日に中央労働基準審議会建議「女性活躍推進の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について」が公表され、これに基づいた労働政策総合推進法等の一部を改正する法律案が一部修正のうえ2025年6月4日に成立、6月11日に公布され、公布日以降に施行される。主な内容は以下のとおりである（67頁も参照されたい）。

- ① 個人事業者に対する安全衛生対策-前出の2度の関係省令改正に続く言わば第3弾で、注文者等が講ずべき措置、個人事業者等が講ずべき措置、申告及び災害状況の調査
- ② ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）の実施を50人未満事業場に努力義務としていた特例の終了
- ③ 化学物質等による健康障害防止等の仕組みの整備
- ④ 機械等による労働災害防止対策
- ⑤ 高齢者の労働災害防止のための措置
- ⑥ 治療と就業の両立支援策
- ⑦ ハラスメント（職場における労働者の就業環境を害する言動）に関する規範意識を醸造するための国による啓発活動

⑧ カスタマーハラスメント（職場における顧客等の言動に起因する問題）に関して事業死主が講ずべき措置等

⑨ 就活等セクシュアルハラスメント（求職活動における性的な言動に起因する問題）に関して事業死主が講ずべき措置等

⑩ 政府による特定受託事業者が受けた業務委託に係る業務における顧客等の言動に起因する問題に関する施策の検討（法案修正による追加）
なお、後者の中央労働基準審議会建議は、いわゆる「自爆営業」に関して、職場におけるパワーハラスメントの3要件を満たす場合にはパワーハラスメントに該当することについて、パワーハラスメント防止指針に明記することも勧告している。

● 一般健康診断の検査項目等

2023年12月5日から開催された「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」は2024年11月1日に中間とりまとめを公表し、同年11月6日に第170回労働政策審議会安全衛生分科会に報告・審議され、前出前者の中央労働基準審議会建議で、①一般健康診断問診票に女性特有の健康問題に関する質問を追加することが適当、②歯科に関する項目を法定健診項目に追加することは困難、等とされた。

● 熱中症対策強化の安衛則改正

熱中症を生ずるおそれのある作業について、事業者以下を義務付ける労働安全衛生規則の一部改正（第612条の2の新設）が2025年4月15日に行われ、6月1日から施行されている。

- ① 熱中症のおそれがある作業を早期発見するための体制の整備
- ② 熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③ ①②の体制及び措置手順の関係作業への周知

厚生労働省は、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン (https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_20250228.html) や特設サイト「職場における熱中症予防対策」 (<https://www.mhlw>)

労働安全衛生をめぐる状況

go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html)でも、同改正について伝えている。

● エックス線装置放射線障害防止対策

2024年2月21日から開催された「エックス線装置に係る放射線障害防止対策に関する検討会」は2024年8月30日に報告書を公表した。工業用等のエックス線装置に係る自動警報装置と安全装置の設置義務付け等に関するもので、2025年中に関係省令の改正が予定されている。

なお、2025年2月10日付けで、歯科医療用エックス線装置が備えなければならない要件を、手持ち式とそれ以外の装置で分けて設定するとともに、前者の要件を従来よりも厳しくするエックス線装置構造規格の改正が行われた。

● じん肺診査ハンドブックの改訂等

「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」報告書(2024年3月27日)を踏まえて「じん肺標準エックス線写真集改定案」に対するパブリックコメント手続が2024年末から翌年にかけて実施された。パブリックコメントの結果が、2025年3月5日に開催された第26回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会に報告されるとともに、「じん肺診査ハンドブック改訂案」も示された。同部会では、4～9月にハンドブック改訂について検討、10月にパブリックコメントを募集して、12月にその結果を報告、ハンドブックの内容を確定したうえで、2026年3月に通知発出、ハンドブック公開、4月からハンドブック運用開始、冊子作成というスケジュールが示されている。

● 開催中の検討会

「農業機械の安全対策に関する検討会」が2024年2月13日から、「床上無線運転式天井クレーンの運転に係る資格の在り方に関する検討会」が2024年9月17日から、各々開催されている(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingiother_128808.html)。

● 労働基準関係法制の見直し

「新しい時代の働き方に関する検討会」報告書

(2023年10月20日)に続き、2025年1月8日に「労働基準関係法制研究会」報告書が取りまとめられた。「早期に取り組むべき事項」とされたのは、①家事使用人に対する労働基準関係法制の適用、②労働基準関係法制における「事業」の概念について、将来的な労使コミュニケーションの在り方も含め検討、③労働時間の情報開示等により企業による自主的な労働時間短縮を促進する取組や休日等の労働からの開放に関する規制については早期対応が可能な取組もあるのではないかと、だったが、見直し作業が継続されている。労働政策審議会では、「年内を目途に議論の取りまとめ」をめざし審議が開始され、2025年5月2日には「労働基準法における『労働者』に関する研究会」も開催されている。

3. 化学物質管理対策等

● 「新たな化学物質規制」の全面施行

2021年7月19日に公表された「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会最終報告書」を踏まえた新たな化学物質規制に向けた改正労働安全衛生規則等は2022～24年度の3年かけて2024年4月1日に全面施行された。厚生労働省は「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」ページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)で関連情報を提供しているが、「職場の化学物質管理総合サイト/ケミガイド」(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)も開設、また、2024年度から「化学物質管理強調月間」(毎年2月)を創設した。

改正の主なポイントは以下のとおりとされている。

(1) 労働安全衛生規則関係

- ① リスクアセスメント対象物製造・取扱等事業場ごとに化学物質管理者を選任する等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- ② SDS等による情報伝達の強化
- ③ 事業者が自ら選択して講ずる措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にする(加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とする)

- こと等の化学物質の自律的な管理体制の整備
- ④ 衛生委員会における調査審議等の化学物質管理状況に関する労使等のモニタリングの強化
 - ⑤ 雇入れ時等の教育について、教育の対象業種の拡大/教育の拡充

(2) 特別規則関係

- ① 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
- ② 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化
- ③ 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における特殊健康診断の実施頻度の緩和(特別管理物質等を除く)

毎年度、「化学物質管理に係る専門家検討会」の開催と報告書公表が継続され(2024年度は8月30日に中間とりまとめ、2025年3月18日に報告書を公表)、必要な施策の追加等が行われているので注意が必要である。2024年度には、ラベル・SDS対象物質の範囲を、2024年度末まで(改正前は2021年度末まで)に危険性又は有害性があるものと区分されたものに拡大する等の安衛令等の改正が行われている(2025年2月19日)。

また、前出の新たな労働安全衛生法改正の内容には、①作業環境測定の対象拡大、②作業環境測定士試験及び登録、③危険性又は有害性情報の通知制度の履行確保(未通知・虚偽通知に対する罰則、通知事項に変更が生じたときの通知義務)、④営業機密である成分に係る代替化学名等の通知、が含まれている。

● 特別規制・指针对象物質の追加

「新たな化学物質規制」が定着すれば特別則による規制は廃止の可能性すらあるとされているが、特化則等による特別規制の対象の追加について、①有害物曝露作業報告を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価(初期リスク評価及び詳細リスク評価)を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みが運用されてきた。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページで情報提供を行い([http://www.mhlw.go.jp/stf/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>)、また、「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページも設けられている(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm>)。

化学物質のリスク評価に係る企画検討会、化学物質のリスク評価検討会及びそのばく露評価小委員会・有害性評価委員会・発がん性評価ワーキンググループ、化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会はいずれも、2023~24年度には開催されていない。

また、特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針(がん原性指針)を公表するものとされ(法第28条第3項)、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に係る指针对象物質」のページがある(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm>)。

さらに、法第57条の4第1項に基づき届出のあった化学物質のうち強い変異原性が認められた物質、また、既存化学物質のうち国による試験等において強い変異原性が認められた物質の製造・取り扱いには「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」が適用されるが、2024年12月12日付け基発1212第3号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質643物質のうち17物質が追加された。これによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質1,119、既存化学物質244、合計1,363となった。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>)。

● 違法石綿含有製品の販売公表

厚生労働省は2024年8月29日、9月5日及び13日、労働安全衛生法によって禁止されている、石綿含有製品(石綿金網)がオンラインマーケットプレイス(OM)で販売されていたことが判明したと公表した(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43102.html)。

4. 労災補償対策

● 労災保険制度の在り方に関する研究会

「労災保険制度の在り方に関する研究会」が2024年12月24日から開始され、適用、給付、徴収それぞれの課題が議論されて、2025年7月頃中間報告とりまとめが行われる見込みである (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46695.html)。

● 精神障害長期療養者に係る社会復帰支援

2024年12月26日付けで基補発1226第2号「精神障害の長期療養者に係る社会復帰支援について」が発出され、「精神障害による療養開始後1年以上継続している長期療養者を対象とし、市町村（東京特別区を含む）や公共職業安定所と連携した社会復帰支援の手法を示した」とされる（2025年度労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項）。精神障害で労災認定され、1年以上休業している者は、2020年度末の1,682人から2022年度末には2,201人に増加しており、注意が必要である。

● 労働者死傷病報告等の電子申請化等

以下の内容のじん肺法施行規則等の改正が2023年6月に行われ、2025年1月1日に施行された。

- ① 労働者死傷病報告、じん肺健康管理実施状況報告、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告、定期健康診断結果報告書、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書の電子申請の原則義務化
- ② コード入力方式への変更及び記載欄の分割
- ③ 休業4日未満の災害に係る報告について、「労働保険番号」、「被災者の経験期間」、「国籍・在留資格」、「親事業場等の名称」、「災害発生場所の住所」等、様式上、明確に記入欄が設けられていなかった事項についても報告事項に追加

● 労災保険特別加入制度の拡大

労働政策審議会労災保険分科会は、2020年に法改正が行われた「複数事業就業者に係る労災保険給付等」に続き、とりわけ第87回（2020年6月1日）以降、「特別加入制度の見直し」について検討を進め、特別加入制度対象者が拡大されている。

- ・2021年4月1日から—①芸能関係作業従事者／②アニメーション制作作業従事者／③柔道整復師／④創業支援等措置に基づき事業を行う高齢者
- ・2021年9月1日から—⑤自動車を使用して行う貨物の運送の事業／⑥ITフリーランス
- ・2022年4月1日から—⑦あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- ・2022年7月1日から—⑧歯科技工士
- ・2024年11月1日から—⑨（同日施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する）特定受託業務に従事するフリーランス

厚生労働省ウェブサイト「労災保険の特別加入」ページに加えて、「令和6年11月から『フリーランス』が労災保険の『特別加入』の対象となりました」というページが開設されている (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r34.1_00010.html)。特定フリーランス事業の特別加入団体として、本稿執筆時点で、7団体掲載されている。

● 電離放射線障害の労災認定

2024年3月27日に厚生労働省は、東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者3名の白血病（2名）と肺がん（1名）がそれぞれ労災認定されたことを公表した。なお、2022年6月8日職業病認定対策室長補佐事務連絡「電離放射線による白内障に係る労災保険給付請求事案の取扱いについて」により、白内障事案について、「当分の間、当該請求事案に対して支給決定又は不支給決定を行うに際して、事前に調査復命書等を当室放射線障害係に送付」するよう指示が出されている。

5. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

同報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険の対象となる通勤災害や退職後に発症した職業病、労働者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している（表1参照）。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、厚生労働省ホームページ（統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>12.4.労働保険>労働者災害補償保険事業年報、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1.html>）に掲載されている（当初は概況等のみで、2015年度分以降は全文を掲載。毎年7月頃にまず、前々年度の「労災保険事業の保険給付等支払状況」が公表され、その後「労災保険事業年報」が掲載されている）。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった（2017年分から重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている）。2025年は5月30日に公表されている。

厚生労働省ホームページでは、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>労働災害発生状況・災害事例・安全衛生関係統計>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年以降分には重大災害データが含まれていない（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html>）。

また、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」「労働災害統計」に1988年以降分の各年の、死亡災害、死傷災害、業務上疾病の発生状況、度数率・千人率等が掲載されている（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>）。ここでは、2013年分から「建設業の一人親方等の死亡

分類		疾病分類項目	年度別労災補償状況									
大	小		CODE	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
負傷(負傷を伴わない事故を含む。)			114,171	112,539	112,816	114,518	119,574	119,311	121,271	121,191	125,784	126,451
	01	骨折	60,997	59,676	60,414	61,557	64,462	64,096	65,214	65,607	67,399	67,068
	02	切断	3,496	3,420	3,344	3,150	3,188	3,031	2,862	2,779	2,756	2,691
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,867	17,427	17,356	17,892	18,865	19,153	19,930	20,479	21,656	21,870
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	16,429	15,937	16,165	16,465	17,185	17,271	17,610	17,462	18,720	19,205
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	12,730	12,432	11,752	11,630	12,060	11,870	11,892	11,307	11,586	11,460
	06	外傷性の脊髄損傷	652	646	608	650	622	604	575	557	569	542
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	371	398	376	372	368	451	434	409	391	372
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,477	2,441	2,416	2,450	2,427	2,499	2,320	2,145	2,311	2,446
	12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	152	162	385	352	397	336	434	446	396	797
疾病「補償件数」(表4参照)			9,141	8,574	8,512	8,645	9,170	9,359	13,931	29,367	159,982	57,993
負傷+疾病合計「補償件数」			123,312	121,113	121,328	123,163	128,744	128,670	135,202	150,558	285,766	184,444

災害発生状況」も掲載されるようになっている。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に関係する資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる(発生時点ではなく、支給決定時点での集計で、請求の時効が5年であることに留意)。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことをいうとされていた。

● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発生状況」の一部として公表されるようになっている。

以前は「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。労

働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の「死傷災害発生状況」のうち起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況」とされている。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも掲載されるようになった。内容は、別掲表のとおりである(2013年度以前分は省略)。

この「負傷」合計件数に、その後続く疾病件数(表4参照)を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」である

労働安全衛生をめぐる状況

うと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう（「届出件数」と呼ぶことにする）。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による数字（「公表件数」と呼ぶ）、さらに「補償件数」を並べてみると、別掲表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を届け出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退職後の発症・死亡等も含まれる。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、（負傷に限定したとしても）補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り（網掛け部分）、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解ではある。

なお、厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表は、業種別・事故の型別情報に加えて、2008年分から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年分から「外国人労働者の労働災害発生状況」、2020年分から「新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況〔死傷者数の業種別内訳のみ〕」、2021年分から「高年齢労働者の労働災害発生状況」も公表されるようになった。また、2009年以降、毎年別途、職場における熱中症による死傷災害の発生状況〔2014年以前は死亡災害のみ〕も公表されている（2025年は5月31日公表）。

また、厚生労働省ホームページの、政策について＞分野別の政策＞雇用・労働＞労働基準＞安全・衛生＞安全衛生関係統計・災害事例については、労働災害発生状況、業務上疾病発生状況等調査、労働安全衛生特別調査、労働災害動向調

年/ 年度	休業4日以上の死傷者数		
	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適)による	傷病性質コード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2014	119,535		123,312
2015	116,311		121,113
2016	117,910		121,328
2017	120,460		123,162
2018	127,329		128,744
2019	125,611		128,670
2020	131,156		135,202
2021	149,918		150,558
2022	288,344		285,766
2023	169,008		184,444

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの（届出1,664人、公表2,827人）を除く。
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものは含んでいる。

査と、熱中症、酸素欠乏症・硫化水素中毒、化学物質による労働災害発生状況に加えて、石綿の除去作業等に係る計画届、作業届及び監督指導等の件数、技能講習の登録機関数及び終了者数、心理

的な負担の程度を把握するための検査実施状況も掲載されるようになってきている (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zenzen/toukei.html)。

他方、厚生労働省ホームページの、統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>12. 労働災害・労働安全衛生・労働保険は、12.1. 労働基準監督、12.2. 労働災害、12.3. 労働安全衛生、12.4. 労働保険に区分され、12.2.では、労働災害動向調査、業務上疾病発生状況等調査、労働災害発生状況、石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況、過労死等の労災補償状況にアクセスすることができる (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/#anc-12>)。12.1.では労働基準監督年報が提供され、12.3.では本稿「1. 労働災害・職業病の発生状況等」の「労働者の健康状況等」で解説した情報が提供されている。12.4.では、労働保険の適用徴収状況、労働者災害補償保険事業年報、労災保険事業月報、雇用保険事業月報・年報が提供されている。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>労働災害発生状況・災害事例・安全衛生関係統計に、2004年分以降の「業務上疾病発生状況等調査」へのリンクが設定されるようになった (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09976.html)。

ここにある「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間（10月1～7日）に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

どちらも、2014年分以降、「死亡」の内数が示されるようになるとともに、熱中症、脳・心臓疾患等、精神障害、その他の内訳も示されるようになった。「新型コロナウイルス感染症によるもの」も含まれている。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」（第3号）として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」＝「負傷による腰痛」（第1号）に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明がなされた。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況（確定値）」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、いつの間にか消されてしまい、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されてこなかった。いつできたのか不明だが、厚生労働省ホームページの、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>労災補償>業務上疾病の認定等>業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）のページがつけられ、最初は2017年度分、その後更新されて現在は2023年度分のみが掲載されている (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyomu_00531.html)。各年度分の継続的公表を望みたい。

この調査結果には、第一～十一（2009年分以前は一～九）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。この元となる調査については、毎年度、補償課

業務上疾病			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	「業務上疾病調 」 によるとされる	傷病性質コー ド別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2024年度は、基補発0801第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、2025年3月31日付け補償課職業病認定対策室職業病認定業務第一係事務連絡「令和5年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」で調査結果が通知されている。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降毎年度、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」の開示請求を行っている。実際に開示されるのは、①「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」、②「傷病性質コード別労災補償状況」（16頁の表（負傷（負傷を伴わない事故を含む））と表4（業務上疾病）を合わせた内容）、③「都道府県別請求・決定状況確認表」（表5の内容の都道府県別データ）、④「疾病別都道府県別件数表」（表9の内容）、⑤「〇年度労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病に係る新規支給件数」と題された表6の内容である。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されている②～⑤は表紙すらない集計表だけである（①は表紙と目次がついている）。

なお、①（全国計）には「新型コロナウイルス感

染症」（「別途厚生労働省労働基準局補償課にて取りまとめている『新型コロナウイルス感染症に係る月別請求・決定件数』による」とされている）も含まれ、2021年度分では、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係るもの（発熱症状等）」の件数も明らかにされている。②（全国計）にはコロナ及びワクチン接種に係るもののいずれも含まれておらず、④（都道府県別）にはワクチン接種に係るものは含まれているが、コロナ自体は含まれていない（厚生労働省はコロナ労災補償の都道府県別データの公表に一貫して消極的である）。2024年度と2025年度の開示請求では、「新型コロナウイルス感染症に係る月別請求・決定件数」と題された1枚も開示されていて、①（全国計）の数字と一致している。4頁の表はこれにより更新したものである。

これらのデータは、本誌以外で紹介されることはほとんどないと言ってよい。

別掲表に、「届出件数」、「公表件数」、「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届出件数と公表件数は同じ数字である（2014年分以降の「届出件数」は得られていない。「公表件数」と「補償件数」については表2-1から表2-4参照）。疾病分類別のデータで比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替えていることが確認できる（2010年分は化学物質等分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え）。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等（以前は「脳・心臓疾患と精神障害」）の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況（速報値）」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

新型コロナウイルス感染症については、「労働者の方向けQ&A」の「4 労災補償 問1 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労 [84頁に続く]

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度 /年*	労災保険適用 事業場数	労災保険適用 労働者数	死亡災害 発生状況*	死傷災害発生 状況(休業 4(8)日以上)*	労災保険新 規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償) 年金新規 受給者数	障害・傷病 新規受給者 数合計
						新規受 給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424
2017	2,828,062	58,361,548	978	120,460	650,534	20,557	18,730	1,827	356	20,913
2018	2,851,699	59,567,292	909	127,329	686,513	20,670	18,888	1,782	386	21,056
2019	2,858,309	60,433,259	845	125,611	687,455	20,953	19,235	1,718	317	21,270
2020	2,911,191	61,335,456	802	131,156	653,355	47,466	45,674	1,792	353	47,819
2021	2,950,453	60,680,816	867	149,918	678,604	23,800	22,006	1,794	325	24,125
2022	2,968,456	61,455,906	791	288,344	777,426	20,288	18,710	1,578	354	20,642
2023	2,972,468	62,020,967	759	169,008	781,432	21,431	19,809	1,622	333	21,764
2024			747	150,914						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。
「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。
2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。
2020年以降の「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」には新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを含んでいる。

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
							計	じん肺	せき損			その他
1947	1,248	1,245										
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271
2017	2,919	3,416	880	2,536	4,719	207,601	5,647	2,411	1,739	1,497	87,121	114,833
2018	2,909	3,472	914	2,558	4,726	202,332	5,242	2,125	1,655	1,462	85,770	111,320
2019	2,671	3,185	833	2,352	4,387	200,745	4,855	1,853	1,582	1,420	84,336	111,554
2020	6,868	4,195	1,764	2,431	4,576	197,427	4,580	1,656	1,533	1,391	83,008	109,839
2021	3,251	3,427	987	2,440	4,559	193,760	4,284	1,440	1,469	1,375	81,503	107,973
2022	2,754	3,237	939	2,298	4,230	188,968	3,977	1,244	1,413	1,320	79,475	105,516
2023	5,192	3,594	1,205	2,389	4,344	184,434	3,652	1,072	1,326	1,254	77,620	103,162
2024												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数。
 2019年度以降の労災保険給付件数データには、毎月勤労統計調査での不適切調査による追加給付の件数が含まれている(とくに2020年度に集中。
 葬祭料・葬祭給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金の当該年度新規受給者数については注意が必要である)。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況(大分類)(合計は1979～2023年/年度の合計)

号	一			二			三			四			五		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
2016	5,574	4,127	1,447	703	731	-28	311	1,308	-997	228	191	37	210	321	-111
2017	5,963	4,221	1,742	773	756	17	378	1,322	-944	227	213	14	191	333	-142
2018	5,937	4,263	1,674	1,437	1,264	173	457	1,391	-934	270	210	60	165	277	-112
2019	6,015	4,460	1,555	1,118	1,019	99	457	1,519	-1,062	225	210	15	164	272	-108
2020	6,533	4,491	2,042	1,214	1,071	143	462	1,441	-979	253	213	40	127	222	-95
2021	6,731	4,474	2,257	770	756	14	426	1,388	-962	251	235	16	130	197	-67
2022	7,081	4,553	2,528	1,115	900	215	539	1,437	-898	261	228	33	120	165	-45
2023	7,483	4,701	2,782	1,417	1,119	298	582	1,550	-968	283	215	68	97	152	-55
合計	339,454	272,032	67,422	35,750	37,203	-1,453	20,665	65,537	-44,872	15,002	11,228	3,774	43,733	47,209	-3,476

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものと説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(二号から十一号までの小計)			計		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
2016	125	129	-4	3	946	-943	186	759	-573	1,766	4,385	-2,619	7,340	8,512	-1,172
2017	105	115	-10	0	924	-924	207	761	-554	1,881	4,424	-2,543	7,844	8,645	-801
2018	171	133	38	1	929	-928	246	703	-457	2,747	4,907	-2,160	8,684	9,170	-486
2019	113	122	-9	2	1,029	-1,027	216	728	-512	2,295	4,899	-2,604	8,310	9,359	-1,049
2020	6,291	4,716	1,575	1	968	-967	157	809	-652	8,505	9,440	-935	15,038	13,931	1,107
2021	19,494	19,700	-206	4	952	-948	1,127	1,665	-538	22,202	24,893	-2,691	28,933	29,367	-434
2022	156,149	150,621	5,528	3	1,028	-1,025	227	1,050	-823	158,414	155,429	2,985	165,495	159,982	5,513
2023	33,916	48,029	-14,113	4	1,092	-1,088	351	1,135	-784	36,650	53,292	-16,642	44,133	57,993	-13,860
合計	220,830	229,638	-8,808	163	21,059	-20,896	5,566	21,679	-16,113	341,709	433,553	-91,844	681,163	705,585	-24,422

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
新型コロナウイルス感染症関連のものを含んでいる。

「合計」は、1979年度分からの合計である。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 業務上疾病の発生状況(小分類)

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8
2016	4,722	2,894	1,828	852	1,233	-381	9	10	-1	0	0	0	10	26	-16
2017	5,051	2,935	2,116	912	1,286	-374	5	6	-1	0	2	-2	19	21	-2
2018	5,016	2,935	2,081	921	1,328	-407	5	9	-4	0	1	-1	11	23	-12
2019	5,132	3,101	2,031	883	1,359	-476	13	8	5	0	0	0	22	23	-1
2020	5,582	3,136	2,446	951	1,355	-404	9	6	3	0	0	0	6	7	-1
2021	5,847	3,111	2,736	884	1,363	-479	8	10	-2	2	0	2	11	17	-6
2022	5,959	3,097	2,862	1,122	1,456	-334	19	15	4	0	2	-2	16	16	0
2023	6,132	3,238	2,894	1,351	1,463	-112	8	15	-7	0	1	-1	38	9	29

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59
2016	650	429	221	6	265	-259	28	1	27	13	14	-1	215	177	38
2017	719	470	249	8	257	-249	22	0	22	5	8	-3	222	205	17
2018	1,394	951	443	2	279	-277	25	1	24	7	8	-1	263	202	61
2019	1,039	703	336	9	284	-275	35	1	34	5	8	-3	220	202	18
2020	1,159	781	378	11	275	-264	29	2	27	12	6	6	241	207	34
2021	707	461	246	5	267	-262	37	1	36	3	11	-8	248	224	24
2022	1,028	633	395	12	232	-220	40	2	38	6	18	-12	255	210	45
2023	1,323	831	492	8	257	-249	40	6	34	4	5	-1	279	210	69

表2-3 業務上疾病の発生状況(小分類)

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱 (重激業務)			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経 障害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (上肢障害)			1から4までに掲げるもの ほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病 (その他)		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
2016	75	189	-114	29	49	-20	2	286	-284	153	780	-627	52	4	48
2017	143	189	-46	27	49	-22	4	291	-287	159	834	-675	73	5	68
2018	119	121	-2	27	68	-41	5	281	-276	217	916	-699	89	5	84
2019	118	136	-18	33	82	-49	4	285	-281	210	1,013	-803	92	3	89
2020	143	169	-26	34	79	-45	2	269	-267	200	921	-721	83	3	80
2021	96	179	-83	29	44	-15	6	221	-215	193	558	-365	102	16	86
2022	145	176	-31	31	64	-33	10	220	-210	218	963	-745	135	14	121
2023	114	163	-49	39	91	-52	4	211	-207	249	1,077	-828	176	8	168

分類	二-4 異常温度条件による疾病														
	八			九			十一			熱中症			熱中症以外の異常温度 条件による疾病		
	過重な業務による脳血管 疾患・心臓疾患等			強い心理的負荷を伴う 業務による精神障害			その他業務に起因するこ との明らかな疾病								
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2014	75	277	-202	39	497	-458	95	0	95	423	332	91	196	60	136
2015	73	251	-178	57	472	-415	74	1	73	464	323	141	178	43	135
2016	69	260	-191	46	496	-450	71	0	71	462	373	89	188	56	132
2017	81	253	-172	55	506	-451	71	0	71	544	414	130	175	56	119
2018	76	238	-162	48	465	-417	122	0	122	1,178	879	299	216	72	144
2019	51	216	-165	58	509	-451	107	2	105	829	631	198	210	388	-178
2020	37	194	-157	62	608	-546	58	5	53	959	709	250	200	72	128
2021	35	172	-137	90	629	-539	140	862	-722	561	412	149	146	49	97
2022	43	194	-151	74	710	-636	110	146	-36	827	587	240	496	46	450
2023	63	216	-153	143	883	-740	36	35	1	1,106	755	351	217	364	-147

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	129,812	2,575,063	144,842	5.6%
2016				54.1%	72	148,775	2,910,631	175,016	6.0%
2017				54.4%	72	154,609	3,008,834	183,589	6.1%
2018				55.8%	72	158,931	3,115,040	194,176	6.2%
2019	150,914	18,115,778	10,323,944	57.0%	72	162,029	3,196,111	197,928	6.2%
2020	116,717	12,480,197	7,301,931	58.5%	72	149,533	2,886,849	164,214	5.7%
2021	119,402	12,918,763	7,580,352	58.7%	72	168,703	3,105,058	157,436	5.1%
2022	145,791	13,237,013	7,697,689	58.2%	72	178,082	3,180,836	160,817	5.1%
2023	122,398	13,185,491	7,771,417	58.9%	72	184,659	3,256,215	175,161	5.4%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
 2016～18年の数値は一部修正されているが、「定期健康診断」の2016～18年度の空欄は修正後の数値が公表されていないものである。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%
2016	300,551		1,573	221	13	1,807	2	0.6%
2017	303,294		1,456	219	9	1,684	4	0.6%
2018	306,475		1,161	195	10	1,366	3	0.4%
2019	318,984		1,011	187	13	1,211	4	0.4%
2020	271,502		945	159	12	1,116	2	0.4%
2021	297,837		797	148	9	954	3	0.3%
2022	292,090		766	162	18	946	1	0.3%
2023	302,070		751	158	7	916	1	0.3%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
2016	3.4	7.0		4.3	1.6	15.2	7.8	15.2	32.1	11.1	2.6	4.4	9.9	54.1
2017	3.5	6.9		4.3	1.7	15.4	7.8	15.3	31.8	11.4	2.8	4.6	9.9	54.4
2018	3.5	6.9		4.5	1.8	15.7	7.7	15.7	31.7	11.7	2.8	4.4	9.9	55.8
2019	3.5	6.9		4.6	1.6	16.2	7.7	15.9	32.0	11.9	2.9	4.4	10.0	57.0
2020	3.9	7.4		4.5	2.1	17.9	7.7	17.0	33.3	12.1	3.2	4.0	10.3	58.5
2021	3.9	7.3		4.5	2.1	17.8	8.0	16.6	33.0	12.5	3.4	3.8	10.5	58.7
2022	3.9	7.4		4.5	1.9	18.2	8.3	15.8	31.6	12.7	3.5	3.8	10.7	58.3
2023	3.8	7.2		4.6	2.3	18.3	8.6	15.9	31.2	13.1	3.6	3.8	10.7	58.9

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。2016~18年の数値は一部修正されている。

2022年分については、2022年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

表2-4 業務上疾病の発生状況(小分類)

分類	六 病原体等による疾病						十一 その他業務に起因することの明らかな疾病					
	新型コロナウイルス 感染症			左以外の 「病原体等による疾病」			新型コロナウイルス感染症の ワクチン接種に係るもの (発熱症状等)			左以外の 「その他業務に起因すること の明らかな疾病」		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2020	6,041	4,556	1,485	250	160	90						
2021	19,332	19,608	-276	162	92	70		858			4	
2022	155,989	150,434	5,555	160	187	-27		144			2	
2023	33,637	47,897	-14,260	279	132	147		31			4	

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2019	2020	2021	2022	2023
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,460	4,491	4,474	4,553	4,701
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	532	557	594	591	625
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	65	57	53	68	55
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	156	190	179	198	200
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,101	3,136	3,111	3,097	3,238
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	86	80	82	59	65
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	163	147	152	175	158
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	302	262	262	301	287
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	39	36	32	45	62
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	16	26	9	19	11
二			物理的因子による次に掲げる疾病	1,019	1,071	756	900	1,119
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	4	5	7	13	9
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	2				2
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2	1	3	2	4
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患					
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害				2	1
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	7	2	9	13	8
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	16	5	8	3	1
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	631	709	412	587	755
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	40	27	19	21	37
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	32	45	30	25	39
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	284	275	267	232	257
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死					
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病(業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担に係る作業態様の業務に起因する疾病を除く。)	1	2	1	2	6
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,519	1,441	1,388	1,437	1,550
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	136	169	154	176	163
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	82	79	77	64	91
3	03		ざく岩機、鉚打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	285	269	221	220	211
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲骨、上腕、前腕又は手指の運動器障害	1,013	921	922	963	1,077
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	3	3	14	14	8

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大小	CODE	疾病分類項目	年度				
			2019	2020	2021	2022	2023
四		化学物質等による次に掲げる疾病	210	213	235	228	215
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	69	67	72	65	59
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患			1	4	
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	2	3	4	2	3
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	15	11	19	21	15
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	5	2	8	1
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2	19	4	7	2
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	6	4	4	13	7
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	77	69	85	64	95
	08	（良性石綿胸水）	(27)	(22)	(22)	(18)	(22)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(50)	(47)	(63)	(46)	(73)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	8	6	11	18	5
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	30	29	33	26	28
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	272	222	197	165	152
	01	（管理4）	(90)	(83)	(68)	(62)	(52)
	02	（肺結核）	(6)	(3)	(1)	(1)	
	03	（結核性胸膜炎）	(3)		(1)		
	04	（続発性気管支炎）	(117)	(82)	(92)	(79)	(72)
	05	（続発性気管支拡張症）	(1)	(3)	(5)	(2)	(2)
	06	（続発性気胸）	(19)	(13)	(6)	(6)	(14)
	07	（原発性肺がん）	(36)	(38)	(24)	(15)	(12)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	122	4,716	19,700	150,621	48,029
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	88	112	66	158	104
	01	（患者の診療の業務）	(8)	(6)	(3)	(158)	
	02	（患者の看護の業務）	(29)	(34)	(17)		
	03	（介護の業務）	(49)	(72)	(45)		
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(2)		(1)		
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	3	3	3	8	
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	1	1		1	1
4	07	屋外における業務による恙虫病	11	15	12	12	5
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	19	29	11	8	22
lor5		新型コロナウイルス感染症		4,556	19,608	150,434	47,897
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,029	968	952	1,028	1,092
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1		1	1	1
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	1	2	1	2
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん			1		
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	1,016	947	927	1,015	1,075

分類	大	小	CODE	疾病分類項目	年度				
					2019	2020	2021	2022	2023
	8	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(375)	(340)	(348)	(418)	(433)
		08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(641)	(607)	(579)	(597)	(642)
	9	09		ベンゼンにさらされる業務による白血病			1		
	10	10		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫			1		
		11		塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がん			1		
	15	12-18		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	6	3	3	5
		12		(白血病)	(1)			(2)	(2)
		13		(肺がん)					(1)
		14		(皮膚がん)		(6)	(2)	(1)	(2)
		15		(骨肉腫)					
		16		(甲状腺がん)					
		17		(多発性骨髄腫)					
		18		(非ホジキンリンパ腫)			(1)		
	16	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	17	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	18	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	3	3	5	2	4
	19	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん		1	1		
	20	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
	21	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					1
	22	25		すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん					
	6	26		ベリリウムにさらされる業務による肺がん					
	13	27		1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	4	1	2		1
	14	28		ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	2	3	2		
	12	29		オルト-トルイジンにさらされる業務による膀胱がん	1	1			1
	11	30		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍				3	2
	23	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病		5	5	3	
八		01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	216	194	172	194	216
				(脳血管疾患)	(135)	(113)	(96)	(131)	(136)
				(虚血性心疾患等)	(81)	(81)	(76)	(63)	(80)
九		01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	509	608	629	710	883
十				前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	2	2	2	0	1
		01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	(1)	(2)			
		02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
		03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	(1)		(2)		(1)
十一		01		その他業務に起因することの明らかな疾病	1	5	862	146	35
				新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係るもの(発熱症状等)			(4)	(2)	(4)
				上記以外のもの			(858)	(144)	(31)
				合計	9,359	13,931	29,367	159,982	57,993
				A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	9,305	13,858	28,441	159,783	57,894
				B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	54	73	926	199	99
				A/(A+B)	99.4%	99.5%	96.8%	99.9%	99.8%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(情報が開示されているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2021(令和3)年度			2022(令和4)年度			2023(令和5)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三二	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	221	77	141	245	64	165	313	91	206
三四	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,564	922	582	1,608	963	516	1,820	1,077	639
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,208	952	93	1,284	1,025	121	1,223	1,090	130
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	1	1	0	1	1	0	0	1	0
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	1	1	0	2	2	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	1	0	0	0	0	0	0	0
6	ペリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	1	0	0	1	1	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石綿にさらされる業務による肺がん	527	348	55	696	597	19	664	642	21
8	石綿にさらされる業務中皮腫	658	579	22	566	418	92	535	433	97
9	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	1	0	0	0	0	0	0	0
10	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	2	0	0	0	0	0	0	0
11	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍				4	3	0	1	2	0
12	オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がん	1	0	0	0	0	0	0	1	0
13	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	2	0	1	0	0	1	1	0
14	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	0	2	1	1	0	1	0	0	2
15	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	4	3	6	6	3	2	11	5	5
16	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2	5	0	4	2	0	4	4	0
19	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	1	0	1	0	0	0	0	0
20	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	1	0	1	1
22	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	1から22までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	12	5	8	7	3	5	5	0	4
十	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	0	0	0	0	1	0
八	非災害性脳血管疾患	507	96	224	499	131	210	597	136	268
	非災害性虚血性心疾患等	246	76	129	304	63	105	426	80	183
九	精神障害等	2,346	629	1,324	2,683	710	1,276	3,575	883	1,700
	新型コロナウイルス感染症	22,904	19,608	168	159,926	150,434	149	43,957	47,897	192
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	28,998	22,362	2,661	166,549	153,390	2,542	51,911	51,255	3,318

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

大	小	分類	疾病分類項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	1996～ 合計
		CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	82	79	70	71	62	69	67	72	65	59	2,366
		1	アンモニア	1	4	1	2	1			4		2	47
		2	塩酸(塩化水素を含む)	3	1	6	1		1			2	1	66
		3	硝酸	1			1	2	1	2		1	1	44
		4	水酸化カリウム	2			3	2	1	2	2			2
		5	水酸化ナトリウム	7	8	5	10	3	6	7	11	10	7	239
		6	水酸化リチウム										1	1
		7	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	3	3	3	2		3	1	1	1	3	75
		8	硫酸	1	1	1			7	2			1	43
		9	亜鉛等の金属ヒューム		1	1	1	2	1	3	1		1	48
		10	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ)											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛							1				10
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物	2	1						1			25
		16	コバルト及びその化合物	1					1					11
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む)											12
		19	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)								1			3
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く)	2	1			1	9					48
		22	ニッケルカルボニル											4
		23	バナジウム及びその化合物											1
		24	砒化水素											2
		25	砒素及びその化合物(砒化水素を除く)											4
		26	ブチル錫		1		1							14
		27	バリウム及びその化合物	1	2									6
		28	マンガン及びその化合物		1		6							14
		29	塩素	5	2	5		5	3	4	7	7	3	124
		30	臭素											9
		31	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)				1	2		1				20
		32	沃素											0
		33	一酸化炭素	28	24	27	24	22	16	20	23	22	17	602
		34	黄りん				1							1
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	1				1						9
		37*	二酸化硫黄						1					8
		38	二酸化窒素	1	2	1		1	1		1		1	30
		39	二酸化炭素											8
		40	ヒドラジン											6
		41	ホスゲン			1						3		9
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	8	3	3	2	2	2	1	4	1	4	87
		44	塩化ビニル	1								1		2

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	1996～ 合計
		CODE												
	45	塩化メチル												0
	46	クロロブレン												1
	47*	クロロホルム												5
	48*	四塩化炭素												2
	49*	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)												0
	50*	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)												1
	51*	ジクロロメタン							2		2			26
	52	臭化エチル												1
	53	臭化メチル												19
	54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)												0
	55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)												3
	56*	1・1・1-トリクロロエタン												5
	57*	1・1・2-トリクロロエタン												0
	58*	トリクロロエチレン	1	1			1			2				17
	59*	ノルマルヘキサン							1					12
	60	沃化メチル												1
	61	アクリル酸エチル								1		1		3
	62	アクリル酸ブチル					1							1
	63	アクロレイン												1
	64*	アセトン	1						1	1		1	2	26
	65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)												2
	66*	エチルエーテル									1	1	1	4
	67	エチレンクロロヒドリン												0
	68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)												1
	69*	酢酸アミル												0
	70*	酢酸エチル				1	1			1				10
	71*	酢酸ブチル												3
	72*	酢酸プロピル												2
	73*	酢酸メチル												0
	74	2-シアノアクリル酸メチル												0
	75	ニトログリコール												2
	76	ニトログリセリン												0
	77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート												2
	78	ホルムアルデヒド	2	1	1	2	1							21
	79	メタクリル酸メチル												1
	80*	メチルアルコール				1	1	1	1	1				20
	81	メチルブチルケトン												2
	82*	硫酸ジメチル										2		6
	83	アクリルアミド												2
	84	アクリルニトリル		1						1				5
	85	エチレンイミン												5
	86	エチレンジアミン												4
	87	エピクロロヒドリン												9
	88	酸化エチレン		1		1		1					1	15
	89	ジアゾメタン												0
	90	ジメチルアセトアミド												4
	91*	ジメチルホルムアミド		1										23
	92	ヘキサメチレンジイソシアネート	2											5

分類		疾病分類項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	1996～ 合計
大	小												
		93 無水マレイン酸											2
		94 イソホロンジイソシアネート											3
		95* シクロヘキサノール											1
		96* シクロヘキサノール									1		4
		97 ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート											6
		98* キシレン		2		1	1	2	2	1	2	1	56
		99* スチレン		1							1		7
		100* トルエン	3	7	6	4	1	2	2	3	3	4	145
		101 パラ-tert-ブチルフェノール											0
		102 ベンゼン					1	1	1	2	2		9
		103 塩素化ナフタリン				1							1
		104 塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
		105* ベンゼンの塩化物	1	1									6
		106 アニシジン											3
		107 アニリン		1									7
		108 クロルジニトロベンゼン											0
		109 4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
		110 ジニトロフェノール											1
		111 ジニトロベンゼン											0
		112 ジメチルアニリン											1
		113 トリニトロトルエン(別名TNT)						1	1				2
		114 2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テ トリル)											0
		115 トルイジン											0
		116 パラ-ニトロアニリン											4
		117 パラ-ニトロクロルベンゼン											3
		118 ニトロベンゼン											2
		119 パラ-フェニレンジアミン	2	3	1		4			3	2		31
		120 フェネチジン											0
		121* クレゾール										1	3
		122 クロルヘキシジン											0
		123 トリレンジイソシアネート(別名TDI)		1									16
		124 1,5-ナフチレンジイソシアネート			1								1
		125 ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	1	1		2				1		1	18
		126 フェニルフェノール											0
		127 フェノール(別名石炭酸)	1					1	1				10
		128 オルト-フタロジニトリル											0
		129 ベンゾトリクロライド			1								1
		130 無水トリメリット酸											0
		131 無水フタル酸											0
		132 メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)			2	1	1						15
		133 4-メトキシフェノール			1								1
		134 りん酸トリ-オルト-クレジル											2
		135 レゾルシン											3
		136* 1,4-ジオキサン											0
		137* テトラヒドロフラン											4
		138 ピリジン											1

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	1996～ 合計
大	小												
	139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・(2-エチルチオエル)（別名エチルチオメトン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロロビニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸/パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロバホス）		1	1		2		1			3	32
	140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリー-プロチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）											3
	141	2・4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）											0
	142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガ（別名マンネブ）			1		1						2
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキサ-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）											0
	144	トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）			1					1			2
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）											4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル（別名CNP）											0
	147	プラストサイジンS											0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）											0
	149	ペンタクロロフェノール（別名PCP）											0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
	151	硫酸ニコチン											0
	152	過酸化水素						1					2
	153	ペルオキシ二硫酸アンモニウム						1					1
	154	ペルオキシ二硫酸カリウム											0
	155	インジウム及びその化合物		1			1						2
	156	タリウム及びその化合物											0
	157	ニッケル及びその化合物（ニッケルカルボニルを除く。）				1							1
	158	ロジウム及びその化合物											0
	159	アジ化ナトリウム											0
	160	二亜硫酸ナトリウム											0
	161	1-プロモプロパン				1	1	1		1	1		5
	162	2-プロモプロパン											0
	163	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル											0
	164	グルタルアルデヒド											0
	165	ヒドロキノ											0
	166	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン											0
	167	テトラメチルチウラムジスルフィド											0
	168	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド											0

分類		疾病分類項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	1996～ 合計
大	小												
	169	臭化水素											0
	170	水酸化カルシウム										1	1
	171	二酸化塩素											0
	172	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン											0
	173	チオグリコール酸アンモニウム											0
	174	パラトルエンジアミン											0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	8,965	421	732	495	168	658	11	6,206	18,566	9,304	465	2,287	1,160	797	4,553	36,222
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918
2016	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358
2017	6,477	383	702	478	154	625	5	5,240	23,871	11,874	509	3,411	1,181	876	6,020	37,935
2018	6,045	396	684	471	165	671	7	5,168	26,376	13,563	505	3,983	1,260	855	6,210	39,983
2019	5,632	370	637	493	156	665	8	5,092	26,301	12,943	514	4,197	1,311	926	6,410	39,354
2020	5,268	370	609	444	151	656	5	5,002	26,469	12,973	530	4,303	1,335	864	6,464	38,974
2021	4,809	353	595	425	109	635	4	4,857	26,262	13,024	446	4,438	1,267	805	6,282	38,049
2022	4,379	356	581	380	102	666	6	4,729	27,758	13,614	435	4,818	1,282	840	6,769	38,957
2023	3,934	382	583	378	115	677	4	4,567	28,877	13,751	423	5,181	1,361	774	7,387	39,517

年度	その他の患者											
		骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他負傷等	良性石綿疾患	悪性石綿疾患	脳・心臓疾患	精神障害	その他
2020	26,469	12,973	530	4,303	1,335	864	1,466	211	1,440	176	1,682	1,489
2021	26,262	13,024	446	4,438	1,267	805	1,268	221	1,437	155	1,805	1,396
2022	27,758	13,614	435	4,818	1,282	840	1,278	219	1,533	153	1,972	1,614
2023	28,877	13,751	423	5,181	1,361	774	1,206	225	1,619	172	2,201	1,964

注) 3「その他負傷等」は「骨折～創傷以外の負傷又は負傷を伴わない事故(外傷性の脊椎損傷、頭頸部外傷症候群を除く)」

「良性石綿疾患」は「良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚」

「悪性石綿疾患」は「肺がん、中皮腫」

「脳・心臓疾患」は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)」

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表7-2 傷病別長期療養者推移状況(2023年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治ゆ又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	4,349	144	35	497	57	3,934	47	48	87	3,752
せき髄損傷患者	356 (65)	368 (78)	294 (59)	9	39 (10)	382 (74)	133 (32)	75 (15)	82 (17)	92 (10)
外傷性の脳中枢 損傷患者	585 (219)	439 (153)	393 (162)	12 (2)	36 (11)	583 (197)	167 (64)	99 (35)	120 (31)	197 (67)
頭頸部外傷症 候群患者	380 (92)	310 (99)	307 (91)	2 (2)	3 (1)	378 (97)	107 (31)	61 (20)	69 (14)	141 (32)
頸肩腕症候群 患者	102	74	61			115	26	20	16	53
腰痛 患者	666	670	659			677	216	136	151	174
一酸化炭素 中毒患者	6		2			4			1	3
振動障害 患者	4,729	218	314	66		4,567	123	80	231	4,133
その他の患者	27,756 (4,803)	33,469 (6,412)	31,810 (6,095)	457 (7)	81 (7)	28,877 (5,106)	9,867 (2,174)	5,265 (935)	5,701 (1,088)	8,044 (909)
骨折	13,618 (3,513)	19,944 (4,835)	19,749 (4,696)	39 (5)	23 (3)	13,751 (3,644)	6,119 (1,663)	2,717 (658)	2,719 (766)	2,196 (557)
切断	435 (9)	642 (6)	652 (6)		2 (1)	423 (8)	167 (4)	96 (1)	82 (2)	78 (1)
関節の障害	4,817 (682)	6,167 (934)	5,798 (805)	5		5,181 (811)	1,904 (315)	1,168 (171)	1,162 (195)	947 (130)
打撲傷	1,284 (241)	1,846 (331)	1,762 (312)	4	3	1,361 (260)	552 (103)	256 (51)	254 (51)	299 (55)
創傷	840 (87)	1,269 (108)	1,355 (116)			774 (79)	286 (36)	167 (17)	148 (16)	173 (10)
上記以外の 負傷等	1,282 (101)	953 (97)	1,018 (96)	7 (1)	4	1,206 (101)	271 (32)	173 (12)	237 (23)	525 (34)
良性 石綿疾患	218	71	12	43	9	225	10	11	31	173
悪性 石綿疾患	1,548	557	128	336	22	1,619	115	146	304	1,054
脳・心臓 疾患	151	112 (5)	80 (3)	2	9	172 (2)	31 (1)	21 (1)	32	88
精神障害	1,978 (72)	491 (24)	259 (9)	7	2	2,201 (87)	85 (3)	122 (6)	270 (16)	1,724 (62)
その他	1,585 (98)	1,417 (72)	1,017 (52)	14 (1)	7 (3)	1,964 (114)	327 (17)	388 (18)	462 (19)	787 (60)
合計	38,959 (5,179)	35,692 (6,742)	33,875 (6,407)	1,043 (11)	216 (29)	39,517 (5,474)	10,686 (2,301)	5,784 (1,005)	6,458 (1,150)	16,589 (1,018)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。
「その他負傷等」は「骨折～創傷以外の負傷又は負傷を伴わない事故(外傷性の脊椎損傷、頭頸部外傷症候群を除く)」
「良性石綿疾患」は「良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚」
「悪性石綿疾患」は「肺がん、中皮腫」
「脳・心臓疾患」は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)」
厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2023年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者						合計
										良性石綿疾患	悪性石綿疾患	脳・心臓疾患	精神障害	その他	
北海道	601	27	29	48	9	58		979	1,519	8	106	3	192	1,210	3,270
青森	29	13	11	1		7		25	211	4	9	4	11	183	297
岩手	25	5	5	2		5		44	265		8	4	21	232	351
宮城	122	10	5	2	1	3		53	466	6	25	3	43	389	662
秋田	21	1	7	2		4		5	241	1	8	2	19	211	281
山形	53	7	9	1	1	6		32	239	1	11	3	18	206	348
福島	103	7	6	2		5		51	308	3	8	3	30	264	482
茨城	42	10	12	1	5	12	1	8	382	9	15	2	14	342	473
栃木	20	16	7	3		3		18	379	1	9	1	7	361	446
群馬	38	8	2	4	2			19	415		4	1	17	393	488
埼玉	38	15	33	17	38	83		20	1,648	5	40	16	63	1,524	1,892
千葉	22	14	41	61	1	78		16	1,963	4	56	6	73	1,824	2,196
東京	187	31	85	34	28	52	1	67	3,115	28	163	21	476	2,427	3,600
神奈川	70	13	36	18	5	45	1	44	1,433	23	104	9	198	1,099	1,665
新潟	137	10	4	8	1	6		80	423	3	15	2	15	388	669
富山	40	2	3	2		1		22	133	5	10	2	16	100	203
石川	22		1			5		23	182	4	14	1	6	157	233
福井	54	7	4	2		2		90	153	5	13	1	16	118	312
山梨	19	4	2	1		2		30	133		6	1	8	118	191
長野	57	10	12	9		17		79	496	5	17	1	41	432	680
岐阜	159	4	2	3		1		62	366	3	18		16	329	597
静岡	90	14	22	20		27	1	47	927	1	37	1	53	835	1,148
愛知	81	13	21	5		1		58	1,465	6	76	8	58	1,317	1,644
三重	35	2	6	3		9		68	205	4	25	3	19	154	328
滋賀	26	5	4	3	4	7		35	257		14	1	19	223	341
京都	40	3	5	1	2	15		109	591	1	17	5	51	517	766
大阪	91	30	51	28	4	78		78	3,208	25	147	13	202	2,821	3,568
兵庫	155	12	27	5	1	23		85	1,007	6	108	7	135	751	1,315
奈良	27	2	9	4	1	1		22	281	7	15	2	12	245	347
和歌山	47	5	4	2	1	4		56	261	1	16	4	19	221	380
鳥取	16	1	1			1		12	62	2	4		8	48	93
島根	33	1	2		2			45	106	1	6		2	97	189
岡山	213	3	5	9		2		21	375	4	59	1	13	298	628
広島	138	14	29	45		65		145	1,645	8	111	10	46	1,470	2,081
山口	65	5	6		1	5		35	265	5	41	2	3	214	382
徳島	29	1				4		90	137		10	1	4	122	261
香川	37	5	6					25	177	4	27	2	4	140	250
愛媛	175	11	18	7	2	3		273	445	1	23	3	17	401	934
高知	54	9	3	5		10		318	202		7	1	22	172	601
福岡	115	6	16	1		10		41	1,174	10	86	7	95	976	1,363
佐賀	19		1					21	112	2	4	1	21	84	153
長崎	324	4	18	5	1	3		49	327	6	83	4	15	219	731
熊本	34	3	3		1	2		200	286	3	17	3	20	243	529
大分	122	4	2	3	3	5		301	212	2	10	3	36	161	652
宮崎	40	4	1	1				482	119	5	8		8	98	647
鹿児島	56	7	6	6	1	4		160	405	2	6	1	12	384	645
沖縄	13	4	1	4		3		24	156	1	3	3	7	142	205
合計	3,934	382	583	378	115	677	4	4,567	28,877	225	1,619	172	2,201	24,660	39,517

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2023年度/年*)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況(休業4日以上)*	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	139,652	2,102,974	48	7,369	41,720	1,196	1,092	104	48	1,244
青森	28,915	424,676	11	1,386	6,176	136	123	13	4	140
岩手	27,162	438,232	10	1,366	8,083	121	113	8	4	125
宮城	49,087	886,707	11	2,420	14,813	357	327	30	2	359
秋田	23,475	360,143	9	1,064	5,945	99	93	6	5	104
山形	25,994	381,259	6	1,201	7,479	114	106	8	2	116
福島	45,743	745,104	11	2,062	11,457	237	209	28	5	242
茨城	57,965	1,065,857	22	3,221	13,974	375	348	27	6	381
栃木	41,044	816,148	24	2,234	10,408	271	248	23	3	274
群馬	44,313	834,400	16	2,646	13,279	380	359	21	10	390
埼玉	118,391	2,413,221	33	7,368	42,300	838	758	80	7	845
千葉	98,214	1,951,138	29	5,955	32,824	699	637	62	6	705
東京	452,227	15,992,346	34	11,403	99,730	1,619	1,499	120	35	1,654
神奈川	150,150	3,250,087	35	8,231	48,985	1,127	1,065	62	7	1,134
新潟	53,952	934,156	20	2,628	15,427	377	355	22	3	380
富山	26,586	459,763	12	1,213	6,436	169	146	23	8	177
石川	28,719	494,035	12	1,249	7,484	157	143	14	4	161
福井	22,300	342,894	5	787	4,702	123	109	14	1	124
山梨	19,765	305,058	6	896	4,468	86	75	11	2	88
長野	51,126	857,360	16	2,413	13,822	255	228	27	9	264
岐阜	47,785	845,970	16	2,292	11,609	380	357	23	8	388
静岡	87,564	1,572,299	25	4,598	24,615	637	580	57	8	645
愛知	160,817	3,926,618	34	8,146	46,433	1,377	1,275	102	8	1,385
三重	40,634	684,563	15	2,343	10,921	531	492	39	2	533
滋賀	28,542	549,309	10	1,497	8,471	373	355	18	3	376
京都	62,747	1,119,956	5	2,560	15,389	552	516	36	3	555
大阪	239,800	5,273,252	48	8,980	56,507	2,209	2,042	167	14	2,223
兵庫	111,522	2,039,809	31	5,222	29,150	1,252	1,163	89	9	1,261
奈良	26,818	353,796	6	1,303	6,798	292	270	22	1	293
和歌山	27,239	333,746	10	1,120	5,693	240	225	15	4	244
鳥取	14,096	198,521	3	514	3,148	64	59	5		64
島根	17,921	252,338	1	722	4,460	88	79	9	1	89
岡山	45,857	795,738	13	2,336	12,523	436	410	26	11	447
広島	68,133	1,327,560	18	3,339	19,821	576	539	37	10	586
山口	31,960	545,352	9	1,360	7,280	220	204	16	7	227
徳島	18,084	261,574	9	823	4,051	216	203	13	3	219
香川	23,785	413,222	10	1,235	5,752	204	188	16	5	209
愛媛	36,054	537,226	13	1,567	7,663	315	284	31	5	320
高知	18,602	242,254	1	890	5,062	180	167	13	8	188
福岡	126,642	2,389,451	27	6,113	31,696	1,033	973	60	10	1,043
佐賀	18,428	304,002	9	1,338	5,488	151	142	9	7	158
長崎	32,267	436,723	6	1,663	7,170	194	174	20	9	203
熊本	44,742	643,657	6	2,051	11,038	257	233	24	10	267
大分	29,411	424,663	10	1,370	6,248	299	278	21	3	302
宮崎	28,954	369,134	14	1,543	7,642	243	232	11	6	249
鹿児島	39,478	571,327	19	2,157	10,783	232	209	23	3	235
沖縄	39,806	553,349	8	1,524	6,509	144	127	17	4	148
合計	2,972,468	62,020,967	746	135,718	781,432	21,431	19,809	1,622	333	21,764

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
北海道	454	301	110	191	343	12,628	283	182	29	72	4,707	7,638
青森	27	27	9	18	35	1,684	48		30	18	624	1,012
岩手	37	38	9	29	41	2,306	74	5	50	19	731	1,501
宮城	107	61	20	41	73	3,802	108	4	74	30	1,083	2,611
秋田	33	25	6	19	30	1,626	35	2	17	16	609	982
山形	39	32	9	23	33	1,585	50	14	24	12	601	934
福島	88	63	19	44	77	3,174	67	4	40	23	1,154	1,953
茨城	93	56	16	40	73	3,657	55	9	14	32	1,681	1,921
栃木	68	58	17	41	67	2,669	80	16	32	32	1,074	1,515
群馬	67	45	12	33	64	2,843	81	22	34	25	1,313	1,449
埼玉	164	109	38	71	158	6,149	72	3	30	39	3,116	2,961
千葉	96	78	31	47	115	5,737	75	1	38	36	2,784	2,878
東京	521	428	140	288	443	14,599	217	61	63	93	6,253	8,129
神奈川	271	204	57	147	216	8,578	124	18	51	55	3,864	4,590
新潟	94	57	19	38	63	3,877	106	22	54	30	1,444	2,327
富山	55	30	12	18	49	2,136	47	13	16	18	800	1,289
石川	42	28	9	19	37	1,617	13	3	3	7	611	993
福井	38	31	8	23	38	1,489	28	2	12	14	556	905
山梨	16	22	6	16	29	1,125	21	2	15	4	417	687
長野	70	59	19	40	76	3,025	68	16	26	26	1,165	1,792
岐阜	79	51	17	34	65	3,611	74	34	24	16	1,558	1,979
静岡	137	100	37	63	128	5,914	41	15	9	17	2,974	2,899
愛知	244	181	61	120	230	10,287	116	35	34	47	5,144	5,027
三重	69	51	15	36	77	3,277	84	72	3	9	1,404	1,789
滋賀	37	32	14	18	39	2,038	54	8	26	20	901	1,083
京都	74	57	21	36	75	3,587	28	12	8	8	1,747	1,812
大阪	449	274	92	182	363	14,995	187	64	42	81	7,269	7,539
兵庫	300	154	49	105	203	9,016	93	14	33	46	3,752	5,171
奈良	54	30	13	17	40	1,709	22	2	16	4	742	945
和歌山	38	38	9	29	48	1,897	24	12	4	8	790	1,083
鳥取	17	15	4	11	16	895	12		8	4	369	514
島根	33	21	5	16	26	1,253	20	7	6	7	473	760
岡山	166	111	52	59	96	4,101	129	84	16	29	1,422	2,550
広島	203	120	34	86	133	5,769	82	10	22	50	2,368	3,319
山口	96	56	15	41	64	2,747	49	8	20	21	979	1,719
徳島	34	26	8	18	34	1,461	22	1	10	11	607	832
香川	42	22	7	15	36	1,953	53		34	19	805	1,095
愛媛	70	51	14	37	73	2,755	60	7	27	26	1,048	1,647
高知	30	16	7	9	30	1,626	33	1	19	13	701	892
福岡	194	126	37	89	159	7,473	154	39	52	63	3,094	4,225
佐賀	57	32	17	15	31	1,297	70	10	43	17	462	765
長崎	155	83	34	49	78	2,584	165	119	26	20	686	1,733
熊本	70	63	25	38	72	2,629	159	74	46	39	911	1,559
大分	56	40	12	28	52	2,195	75	23	32	20	769	1,351
宮崎	39	32	11	21	38	1,829	85	17	49	19	711	1,033
鹿児島	50	40	20	20	46	2,240	56	1	35	20	888	1,296
沖縄	19	20	9	11	32	990	53	4	30	19	459	478
合計	5,192	3,594	1,205	2,389	4,344	184,434	3,652	1,072	1,326	1,254	77,620	103,162

「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いたもの。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2022年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	326	38	63	76	43	74
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	41	17	11	10	5	13
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	1	1	0	1	0	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	17	3	1	2	0	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	235	13	46	49	32	53
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	12	1	1	1	0	1
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	8	0	0	4	1	4
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	9	3	4	8	3	3
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	0	0	0	1	1	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	3	0	0	0	1	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	107	13	15	18	21	14
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	2	0	0	0	0	1
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	37	11	9	17	17	12
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	2	0	2	0	1	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	4	1	0	1	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	62	1	3	0	3	1
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病(業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担の係る作業態様の業務に起因する疾病を除く。)	0	0	1	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	131	12	13	20	8	16
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	12	5	1	0	0	6
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	0	0	0	0	1	0
3	03		さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	50	2	3	5	1	1
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	68	5	9	15	6	9
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
85	132	65	56	428	203	286	242	71	30	53	24	15	141	62	93	170	89
12	16	13	7	33	19	42	26	9	3	2	5	5	14	8	22	37	12
1	3	0	0	3	3	5	1	0	1	0	1	0	1	4	3	7	1
3	4	1	2	5	12	16	21	3	1	1	1	1	1	6	4	12	5
56	86	40	42	347	150	156	161	51	20	47	11	9	113	37	48	84	65
1	2	1	2	3	1	5	3	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0
1	4	1	2	20	11	15	8	4	1	0	2	0	3	2	1	8	1
11	17	9	1	17	5	14	19	3	2	2	1	0	8	4	12	16	5
0	0	0	0	0	2	31	3	1	2	0	3	0	1	0	1	1	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
21	21	17	15	54	40	87	81	21	14	10	28	3	21	16	18	39	27
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	21	15	10	47	35	71	52	17	8	8	10	1	14	10	16	35	19
0	0	1	5	1	0	2	4	0	1	0	3	0	0	0	1	1	1
0	0	0	0	6	2	4	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
4	0	1	0	0	1	6	22	4	3	1	15	2	6	4	1	1	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0
15	26	4	15	165	106	108	112	40	6	13	18	9	32	11	57	60	8
0	3	0	1	22	37	6	6	6	0	3	3	0	4	1	5	1	0
1	1	0	0	26	12	6	5	0	1	0	0	0	0	0	4	1	1
3	0	2	1	0	1	6	3	1	3	2	5	3	1	5	1	1	4
11	22	2	13	115	55	90	97	33	2	8	10	5	27	5	47	57	3
0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	92	100	247	134	26	29
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	10	22	33	31	7	5
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	0	0	2	1	0	1
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	5	1	23	2	5	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	68	62	163	83	12	17
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	1	1	3	3	0	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	1	4	12	6	1	3
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	7	8	10	8	1	2
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	0	2	1	0	0	1
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	0	0	0	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	10	21	44	33	9	10
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	1	1	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	1	1	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	1	1	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	9	16	36	24	7	6
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	1	1	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	1	4	2	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	1	3	0	4	1	4
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病(業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担の係る作業態様の業務に起因する疾病を除く。)	0	0	1	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	29	45	67	40	16	7
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	3	3	6	4	1	2
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	3	2	1	5	2	0
3	03		さく岩機、鉦打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	0	5	4	0	0	2
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	23	34	55	31	13	3
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	1	1	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
11	26	75	155	43	31	31	59	56	242	43	70	67	39	69	109	82	4,701
4	1	3	12	7	5	7	11	4	29	5	10	10	3	6	13	5	625
0	0	1	2	1	1	0	0	0	2	2	0	1	1	1	1	1	55
0	0	4	8	0	2	2	2	0	12	0	2	1	0	3	2	4	200
6	20	57	121	30	22	21	37	50	164	36	48	44	29	48	82	67	3,238
0	0	1	2	0	0	0	0	0	8	0	2	2	0	2	0	0	65
0	1	3	4	1	0	1	2	1	6	0	3	1	1	4	1	1	158
1	4	5	6	3	1	0	3	1	20	0	4	5	5	4	10	3	287
0	0	1	0	1	0	0	4	0	1	0	1	2	0	0	0	1	62
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	11
4	10	19	25	9	13	6	24	9	33	10	10	16	26	25	21	11	1,119
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
4	6	19	19	6	6	4	7	3	23	10	7	3	4	8	14	6	755
0	1	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	37
0	0	0	0	1	0	1	3	0	1	0	0	2	0	0	0	1	39
0	3	0	5	1	6	1	14	6	2	0	3	10	22	17	6	1	257
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
4	9	16	25	7	11	8	24	21	60	22	9	22	35	32	10	26	1,550
0	0	1	5	0	1	0	3	0	5	0	1	1	0	1	0	4	163
0	1	0	2	1	0	1	0	0	2	7	0	1	0	0	0	4	91
0	4	3	1	1	6	2	9	6	3	0	1	13	13	26	8	0	211
4	4	12	17	5	4	5	12	15	50	15	7	7	22	5	2	18	1,077
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
四		化学物質等による次に掲げる疾病	5	1	2	1	1	4
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	2	0	1	0	0	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1	0	1	0	0	2
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	1	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	2	1	0	0	1	0
	08	（良性石綿胸水）	(1)					
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(1)	(1)			(1)	
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	1
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	15	1	0	2	0	2
	01	（管理4）						(1)
	02	（肺結核）						
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）	(12)	(1)		(2)		(1)
	05	（続発性気管支拡張症）						
	06	（続発性気胸）	(2)					
	07	（原発性肺がん）	(1)					
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	8	0	0	5	1	0
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	8	0	0	5	0	0
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	1	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	69	6	3	15	7	7
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	68	6	3	15	7	7
	07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(22)	(4)		(10)	(1)	(1)

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
4	7	4	9	7	9	26	11	11	1	3	2	1	5	3	4	8	1
1	2	3	4	1	2	3	5	4	1	1	0	0	0	1	0	5	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
2	4	1	0	5	4	17	4	1	0	1	0	1	4	0	0	2	0
		(1)				(1)	(1)						(1)			(2)	
(2)	(4)			(5)	(4)	(16)	(3)	(1)		(1)		(1)	(3)				
0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0
0	0	0	4	0	2	4	0	2	0	0	1	0	0	0	1	1	0
5	0	2	1	2	2	18	6	7	4	1	3	0	3	3	3	5	2
(1)		(1)		(1)	(1)	(15)	(2)	(3)		(1)			(2)				(1)
(4)		(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(4)	(3)	(2)		(3)		(1)	(2)	(3)		(1)
								(1)	(1)								(3)
								(1)						(1)		(2)	
0	3	2	1	0	14	22	12	5	0	0	0	0	0	2	1	4	2
0	2	2	0	0	14	17	12	3	0	0	0	0	0	2	0	4	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	1	0	1	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
15	9	10	8	39	23	172	75	15	11	4	7	5	15	11	24	50	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	9	10	8	39	23	171	75	15	11	4	7	4	15	11	24	49	10
(3)	(4)	(4)	(1)	(19)	(14)	(73)	(32)	(4)	(3)	(1)	(2)	(2)	(10)	(5)	(11)	(14)	(5)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小 CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
四 化学物質等による次に掲げる疾病			3	6	15	11	2	2
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	0	4	7	0	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	1	0	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	1	2	0	0	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	1	1	11	4	2	1
	08	（良性石綿胸水）			(2)	(1)	(1)	(1)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(1)	(1)	(9)	(3)	(1)	
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	2	0	0	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	2	2	14	1	2	3
	01	（管理4）	(1)		(8)		(1)	
	02	（肺結核）						
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）		(1)	(3)	(1)	(1)	(1)
	05	（続発性気管支拡張症）			(2)			
	06	（続発性気胸）	(1)	(1)	(1)			
	07	（原発性肺がん）						(2)
六	細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病		1	1	17	8	0	0
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	1	13	8	0	0
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	3	0	0	0
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病		9	11	117	68	5	16
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	1
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	1
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	9	11	113	67	5	14
	07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(2)	(5)	(34)	(25)	(1)	(6)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
3	0	4	6	3	1	0	1	0	4	1	8	6	2	3	2	2	215
0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	2	1	1	1	0	59
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
2	0	4	5	2	0	0	0	0	2	0	6	3	0	0	0	1	95
(2)			(1)						(1)		(5)	(1)					(22)
		(4)	(4)	(2)					(1)		(1)	(2)				(1)	(73)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	1	1	1	1	0	28
0	3	3	2	3	4	5	8	0	7	0	3	0	0	2	1	0	152
	(2)	(1)	(2)	(2)	(1)	(2)			(2)		(1)						(52)
																	0
																	0
	(1)	(2)			(1)	(3)	(7)		(2)		(1)			(2)			(72)
																	(2)
				(1)					(1)		(1)				(1)		(14)
					(2)		(1)		(2)								(12)
1	0	1	4	1	4	0	1	0	3	0	4	1	1	1	0	1	132
0	0	0	0	1	4	0	1	0	2	0	3	1	0	0	0	0	104
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
1	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	22
7	6	30	51	21	9	10	14	6	40	4	29	9	6	4	6	4	1,092
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	6	30	51	21	9	10	14	6	37	4	29	9	5	4	6	4	1,075
(3)	(3)	(19)	(26)	(9)	(3)	(3)	(6)	(1)	(18)	(1)	(14)	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(433)

労働安全衛生をめぐる状況

分類	大	小	CODE	疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
					北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	8	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(46)	(2)	(3)	(5)	(6)	(6)
	9	09		ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	10	10-11		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
	14	12-18		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	0	0	0	0	0
		12		(白血病)						
		13		(肺がん)						
		14		(皮膚がん)						
		15		(骨肉腫)						
		16		(甲状腺がん)						
		17		(多発性骨髄腫)						
		18		(非ホジキンリンパ腫)						
	16	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	17	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	18	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	19	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	20	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	21	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	22	25		すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	6	26		ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	13	27		1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	14	28		ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	12	29		オルト-トリイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
	11	30		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	23	99		1から22までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八		01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む)。若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	8	6	0	4	0	2
				(脳血管疾患)	(3)	(2)		(2)		
				(虚血性心疾患等)	(5)	(4)		(2)		(2)
九		01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	45	7	7	17	5	14
十				前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
		01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03		ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一		01		その他業務に起因することの明らかな疾病	3	0	0	1	0	0
				下記以外						
				新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係るもの	(3)			(1)		
				合計	717	84	103	159	86	133
				A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	713	84	102	158	85	132
				B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	4	0	1	1	1	1
				A/(A+B)	99.4%	100%	99.0%	99.4%	98.8%	99.2%

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
新型コロナウイルス感染症(全国計で19,526件)は含まれていない。

労働安全衛生をめぐる状況

分類	大 小 CODE	疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
			滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	8 08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(7)	(6)	(79)	(42)	(4)	(8)
	9 09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	10 10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
14	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)						
	13	(肺がん)						
	14	(皮膚がん)						
	15	(骨肉腫)						
	16	(甲状腺がん)						
	17	(多発性骨髄腫)						
	18	(非ホジキンリンパ腫)						
	16 19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	17 20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	18 21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	1	0	0
	19 22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	20 23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	21 24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	1	0	0	0
	22 25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	6 26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	13 27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	1	0	0	0
	14 28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	12 29	オルト-トリイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
	11 30	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	0
	23 99	1から22までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	6	11	21	3	2	2
		(脳血管疾患)	(3)	(5)	(17)	(1)		(1)
		(虚血性心疾患等)	(3)	(6)	(4)	(2)	(2)	(1)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	13	20	85	31	10	10
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	1
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						(1)
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	1	1	1	0
		下記以外						
		新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係るもの			(1)	(1)	(1)	
合計			165	217	628	330	73	80
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計			164	214	622	329	72	80
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計			1	3	6	1	1	0
A/(A+B)			99.4%	98.6%	99.0%	99.7%	98.6%	100%

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
新型コロナウイルス感染症(全国計で19,526件)は含まれていない。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	(642)
(4)	(3)	(11)	(25)	(12)	(6)	(7)	(8)	(5)	(19)	(3)	(15)	(5)	(3)	(3)	(5)	(3)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4	6	2	0	1	0	1	16	3	3	5	1	1	3	2	216
		(2)	(2)	(2)		(1)			(8)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(3)	(2)	(136)
		(2)	(4)					(1)	(8)	(1)	(1)	(3)					(80)
3	1	22	23	1	1	6	7	7	41	10	4	7	17	7	10	10	883
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
																	0
																	0
																	(1)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	35
													(1)				(4)
																(1)	(31)
33	55	174	297	90	74	67	138	100	446	93	140	133	128	144	162	139	10,096
31	55	173	293	90	73	67	138	100	443	93	137	132	125	143	162	138	9,997
2	0	1	4	0	1	0	0	0	3	0	3	1	3	1	0	1	99
93.9%	100%	99.4%	98.7%	100%	98.6%	100%	100%	100%	99.3%	100%	97.9%	99.2%	97.7%	99.3%	100%	99.3%	99.0%

労働基準行政関係通達等

2024年度

2024. 4. 1 厚生労働省訓第20号「厚生労働省行政文書管理規則」★
2024. 4. 1 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室「情報公開事務処理の手引」★
2024. 4. 3 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室「業務上疾病の認定基準及び関連通達集R5年5月3(上)/(下)」★
2024. 4. 4 基発0404第1号「介護施設における労働災害の防止について」★
2024. 4. 4 基発0404第2号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」★
2024. 4. 4 基安計発0404第1号/基安安発0404第1号/基安労発0404第1号/基安化発0404第1号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」の改正について」★
2024. 4. 5 基発0405第4号「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件の適用について(通知)」
2024. 4. 5 基発0405第5号「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件の適用について」
2024. 4. 5 基発0405第6号「割増賃金の算定におけるいわゆる在宅勤務手当の取扱いについて」★
2024. 4. 5 監督課事務連絡「時間外及び休日労働協定点検指導員等の活動実績及び介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進実績について」
2024. 4. 5 安全課事務連絡「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに関する問答について」
2024. 4. 8 基補発0408第1号「「労災診療費算定マニュアル(令和6年4月版)」の送付について」
2024. 4. 8 補償課事務連絡「令和5年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」に係る精査作業について」
2024. 4. 10 基発0410第1号「作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について」★
2024. 4. 10 基発0410第2号「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について」★
2024. 4. 10 基発0410第4号「労働保険未手続事業一掃業務の実施について」
2024. 4. 11 地発0411第2号「都道府県労働局各課室、労働基準監督署及び公共職業安定所における標準文書保存期間基準準則の改正について」★
2024. 4. 11 基発0411第3号「徴収関係事務取扱手引I(徴収・収納)」の一部改訂について」
2024. 4. 11 基安安発0411第1号「労働者死傷病報告の情報を集計した労働災害発生状況を周知する際の保有個人情報取扱いに係る留意事項について」
2024. 4. 11 補償課事務連絡「社会的に関心が高いと考えられる事案の報告等の徹底について」
2024. 4. 19 基発0419第1号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について」の一部改正について」
2024. 4. 19 基発0419第2号「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の運用について(一部改正)」
2024. 4. 19 安全課事務連絡「令和6年度「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」における現場指導対象候補に係る報告等について」
2024. 4. 23 監督課事務連絡「企画業務型裁量労働

- 制導入事業場における労使委員会の委員に係る疑義について(回答)]
2024. 4. 24 基安発0424第1号「安全衛生部署における保有個人情報漏えい防止の徹底について」
2024. 4. 25 基発0425第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」★
2024. 4. 25 基総発0425第1号「労働基準行政における個人情報漏えい防止マニュアル」の改訂について」★
2024. 4. 25 補償課事務連絡「「アフターケア規程集(令和6年4月版)」の送付について」
2024. 4. 26 基発0426第2号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
2024. 4. 26 基発0426第4号「令和6年度中央労働基準監察の実施方針について」
2024. 4. 26 基安発0426第1号「日本産業規格の改正について(公示)」
2024. 4. 30 基発0430第4号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」★
2024. 5. 1 基保発0501第1号「労働基準行政システム(基準サブシステム)の一部機能の改修及び「労働基準行政システム機械処理手引」の一部改定について」
2024. 5. 1 基補発0501第1号「特別加入の対象となる事業の新設に伴う事務処理事項について」★
2024. 5. 7 基発0507第2号「中央じん肺診査医会の開催について(通知)」
2024. 5. 8 基発0508第1号「「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について」★
2024. 5. 8 基発0508第3号「「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について」★
2024. 5. 8 基安安発0508第1号「令和6年度エイジフレンドリー補助金の周知について」
2024. 5. 10 安全課事務連絡「「日本産業規格の改正について(公示)」の一部修正について」
2024. 5. 13 基監発0513第1-2号「社会保険労務士の懲戒処分の執行停止について」
2024. 5. 16 基安化発0516第1号「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく登録審査等事務要領について」
2024. 5. 16 監督課事務連絡「「障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル」等について」
2024. 5. 17 基発0517第1号「雇用保険法等の一部を改正する法律について」
2024. 5. 17 化学物質対策課事務連絡「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のための合同パトロール等の実施について」
2024. 5. 20 基安労発0520第1-2号「「じん肺健康診断へのDR (FPD)の使用に関する検討会報告書」の記載の明確化について」
2024. 5. 22 安全課事務連絡「労働者の作業行動に起因する労働災害(転倒や動作の反動等による負傷等)発生時の損失の可視化等事業」における評価結果について」
2024. 5. 23 基安安発0523第1号「日本産業規格の改正について(公示)」
2024. 5. 23 基安化発0523第1号「個人ばく露測定着促進補助金の実施に係る周知について」★
2024. 5. 24 基発0524第1号「労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
2024. 5. 24 基発0524第5号「労災保険給付等個人番号利用事務処理手引の一部改訂について」
2024. 5. 24 基監発0524第1号「令和6年度「外国人雇用啓発月間」の実施に当たって留意すべき事項について」
2024. 5. 24 基監発0524第2号「「令和6年度時間外労働の上限規制に関する説明会の開催等事業」の実施について」
2024. 5. 24 基保発0524第1号「厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則改正に係る特別遺族年金の機械処理等について」
2024. 5. 27 基安労発0527第1号「「受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について」の改正について」
2024. 5. 27 基安労発0527第2号「受動喫煙防止対策助成金の手引きの一部改正について」
2024. 5. 27 基安労発0527第3号「労働安全衛生規則

2024年度 労働基準行政関係通達

第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第三号に該当する学科等について」

2024. 5. 28 基発0528第1号「個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について」★
2024. 5. 28 基安発0528第1号「長時間就業により疲労が蓄積している個人事業者等に対する医師の面談について(周知のお願い)」
2024. 5. 30 基監発0530第1号「令和6年分所得税の定額減税に係る申告、相談等への対応について」★
2024. 5. 30 基安発0530第1号「特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る医療機関の指定等について」の一部改正について」
2024. 5. 31 基安発0531第1号「令和5年職場における熱中症の発生状況(確定値)等について」
2024. 5. 31 基法発0531第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正について」
2024. 5. 31 基保発0531第1号「労働基準行政システム機械処理手引」の一部改定について」
2024. 6. 7 基安発0607第1号「登録個人ばく露測定講習機関に対する行政処分等の具体的な運用について」
2024. 6. 10 基保発0610第1号「労働基準行政システム等情報セキュリティ対策実施手順書の改定について」
2024. 6. 12 基発0612第22号「電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等の改正について」★
2024. 6. 14 基補発0614第1号/基保発0614第1号「個人番号を利用した共済組合等の情報照会の開始に伴う厚生年金等との併給調整事務について」★
2024. 6. 20 基安安発0620第2号「令和6年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について(協力要請)」
2024. 6. 21 基発0621第1号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」★
2024. 6. 27 基発0627第1号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」
2024. 6. 27 基補発0627第号「義肢等補装具費支給要綱に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱いについて」
2024. 6. 28 基安安発0628第1号「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」★
2024. 6. 28 基監発0628第1号/基安安発0628第3号/基安労発0628第1号「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」
2024. 6. 28 基保発0628第3号「労働基準関係情報管理ツールの改修及び「労働基準関係情報管理ツール機械処理手引」の一部改定について」
2024. 7. 4 基総発0704第1号/基安労発0704第2号「石綿関連文書の管理の徹底について」★
2024. 7. 4 基安安発0704第1号/基安労発0704第1号「技能講習の講師要件に係る質疑応答の改正について」
2024. 7. 5 安全課事務連絡「中高年齢の女性を中心に」転倒防止リーフレットについて」
2024. 7. 9 基安労発0709第1号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第三号に該当する学科等について」
2024. 7. 17 労働衛生課等事務連絡「令和6年度における熱中症対策について(協力依頼)」★
2024. 7. 22 基補発0722第1号「石綿労災認定等事業場公表に係る業務の一部外部委託について」★
2024. 7. 22 補償課事務連絡「令和5年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」
2024. 7. 23 地発0723第1号/基総発0723第1号「訴訟判決(国取返)を踏まえた「石綿関連文書の保存について」の徹底について」★
2024. 7. 23 労働衛生課事務連絡「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(再周知依頼)」
2024. 7. 25 基監発0725第1号「警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省による「不法就労等外国人対策に係る具体的施策について(改訂)」の策定について」
2024. 7. 26 基監発0726第1号「令和6年10月から適用される社内預金の下限利率について」★
2024. 7. 26 基法発0726第1-2号「適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着に向けた周知・啓発」事業の実施に当たっ

ての周知広報活動への協力依頼について」

2024. 7. 26 安全課事務連絡「「災害調査等への協力に係る依頼について」の一部修正について」

2024. 7. 29 基発0729第1号「労働基準局報告例規の一部改正について」

2024. 7. 29 基安化発0729第1号「労働基準局報告例規の一部改正に伴う令和6年度分報告の取扱いについて」

2024. 7. 29 補償課事務連絡「リーフレット「石綿と健康被害」の送付について」

2024. 7. 30 基発0730第1-3号「令和6年度(第75回)全国労働衛生週間の実施について」

2024. 8. 1 基補発0801第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」

2024. 8. 1 補償課事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに「その他に包括される疾病」に係る統計調査について」

2024. 8. 2 基発0802第3-4号「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について」★

2024. 8. 2 基総発0802第1号「厚生労働省行政文書管理規則第24条第3項の規定に基づく監査責任者による監査の結果に対する改善報告について」

2024. 8. 5 基発00805第6号「労働基準局報告例規の一部改正について」★

2024. 8. 7 基監発0807第1号「労働者に定時後の残業相当分の業務を個人事業主の形式で行わせることに関する相談への対応について」★

2024. 8. 8 基安労発0808第1号「職場における熱中症予防対策の徹底について」

2024. 8. 16 基安労発0816第1号「東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理の実施等について」

2024. 8. 16 基安労発0816第2号「東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対するがん検診等の結果の報告について」

2024. 8. 16 基安労発0816第3号「特定緊急作業従事者(国の援助対象者)に対するがん検診等の実施について」

2024. 8. 23 基安労発0823第1号「「職場の健康診断

実施強化月間」の実施について」

2024. 8. 29 基発0829第1号「特定石綿被害建設業労働者等に対する給付金等支給要領について」

2024. 8. 29 基発0829第2号「令和6年度労働保険未手続事業一掃強化期間の取組について」

2024. 8. 30 基監発0830第1号「「労働基準監察監督官制度に基づく監督指導業務に対する苦情等への対応に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」★

2024. 8. 30 補償課事務連絡「令和6年度労働保険未手続事業一掃強化期間における労災保険特別加入制度の周知等について」

2024. 9. 3 基発0903第2号/職発0903第5号/雇均発0903第2号「都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と総務部との連携、雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携について」

2024. 9. 3 基監発0903第1号/基安計発0903第1号/職総発0903第2号/職需発0903第1号/雇均総発0903第1号/雇均雇発0903第1号/雇均有発0903第1号/雇均職発0903第1号/雇均在発0903第1号「都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と総務部との連携、雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」

2024. 9. 3 基監発0903第2号//基管発0903第1号/基徴収発0903第1号/基補発0903第1号/職総発0903第1号/職保発0903第1号/職需発0903第2号/雇均総発0903第2号「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に伴う都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と総務部との連携、雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」

2024. 9. 3 基保発0903第2号「令和6年10月における労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金等の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について」

2024. 9. 3 基安計発0903第1号「「都道府県労働局に

2024年度 労働基準行政関係通達

- における雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」の一部修正について」
2024. 9. 6 基補発0906第1号「令和6年度臨時全国労災補償課長会議の開催について」
2024. 9. 6 化学物質対策課事務連絡「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のための合同パトロール等の実施について」
2024. 9. 10 基安安発0910第2号「令和6年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について」
2024. 9. 12 基監発0912第1-2号「社会保険労務士の懲戒処分について」
2024. 9. 13 基発0913第3号「働き方改革推進支援助成金の支給事務について」の一部改正について」
2024. 9. 18 基監発0918第1号「懲戒請求に係る調査の実施及び調査結果の報告について」
2024. 9. 19 基発0919第1号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」
2024. 9. 19 基発0919第2号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」
2024. 9. 19 基補発0919第2号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」
2024. 9. 19 基補発0919第3号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定に係る対応について」
2024. 9. 19 基補発0919第4-7号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」
2024. 9. 19 基補発0919第8号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定に係る対応について」
2024. 9. 19 基監発0919第1号「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に伴う雇用環境・均等部(室)との連携に当たっての具体的な対応について」
2024. 9. 20 基発0920第3号「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について」
2024. 9. 25 基監発0925第1号「化学物質等による労働災害防止に関する指導上の留意事項について」
2024. 9. 25 基安化発0925第1号「化学物質等による労働災害防止に関する指導上の留意事項について」
2024. 9. 26 基監発0926第1号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保改善対策の実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2024. 9. 27 基発0927第17号「令和6年度過労死等防止啓発月間における過労死等防止対策推進シンポジウム等及び過重労働解消キャンペーンの実施について」
2024. 9. 27 基監発0927第1号「令和6年度過重労働解消キャンペーンにおける労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換の実施に当たって留意すべき事項について」
2024. 9. 27 監督課事務連絡「令和6年度過重労働解消キャンペーンにおける全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」の実施に当たって留意すべき事項について」
2024. 9. 27 基保発0927第8号「労働基準関係情報管理ツールの改修及び「労働基準関係情報管理ツール機械処理手引」の一部改定について」
2024. 9. 30 基発00930第3号「スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働基準法の適用に関する解釈について」★
2024. 9. 30 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」
2024. 10. 2 労災管理課事務連絡「「労災支給決定等情報提供サービス」の実施に係る労災認定等資料の本省報告等について」
2024. 10. 3 基発1003第1号「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件の適用等について」
2024. 10. 3 基発1003第4号「令和6年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）」
2024. 10. 3 基政発1003第1号「令和6年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について」
2024. 10. 4 基総発1004第1号「過労死等防止に係る取組について（協力依頼）」
2024. 10. 4 基総発1004第2号「過労死等防止に係る取組について」
2024. 10. 4 安全課事務連絡「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について」
2024. 10. 8 基発1008第2号「令和6年度過重労働解

- 消キャンペーンにおける長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点的な取組について」
- 2024.10. 8 基監発1008第1号「令和6年度過重労働解消キャンペーンにおける長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督の実施等について」
- 2024.10.18 基発1018第5号「「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の改定について(通達)」
- 2024.10.21 基監発1021第5号「社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令の公布について」
- 2024.10.21 基監発1021第6-9号「「金融・資産運用特区」の対象地域として決定された自治体が設置する開業ワンストップセンター等における法人設立手続の英語対応の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」
- 2024.10.21 監督課事務連絡「令和6年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重労働解消に向けた取組の要請に当たって留意すべき事項について」
- 2024.10.22 基発1022第3-4号「フリーランスガイドラインの改定及び周知等の依頼について」
- 2024.10.24 基発1024第1号「令和6年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重労働解消に向けた取組の要請について」
- 2024.10.24 基発1024第2号「自らを労働基準法上の労働者ではないかと考えるフリーランスからの労働基準関係法令違反に関する相談窓口の設置等について」
- 2024.10.24 基監発1024第1号「自らを労働基準法上の労働者ではないかと考えるフリーランスからの労働基準関係法令違反に関する相談窓口の設置等に当たって留意すべき事項について」
- 2024.10.25 基発1025第3号「労働基準法における労働者性判断に係る参考資料集の作成について」
- 2024.10.25 基保発1025第7号「労災レセプト電算処理システム操作マニュアルの一部改定について」
- 2024.10.25 基保発1025第7号「労災レセプト電算処理システム操作マニュアルの一部改定について」
- 2024.10.29 「業務参考書【第1部 一般給付】労災業務マニュアル 第2版」★
- 2024.10.29 「業務参考書【第II部 職業性疾病・第三者行為災害】労災業務マニュアル 第2版」★
- 2024.10.30 補償課事務連絡「労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨の実施について」
- 2024.10.31 監督課事務連絡「ハイヤー・タクシー事業場における累進歩合制度の指導状況について」
- 2024.11. 1 補償課事務連絡「労災保険特別加入制度に係る特定フリーランス事業の特別加入団体について」
- 2024.11. 1 労災管理課事務連絡「労災保険特別加入制度に係る特定フリーランス事業の特別加入団体について」
- 2024.11. 6 基徴収発1106第1号「国会議員事務所の労働保険適用に係るリーフレットの配布について」
- 2024.11. 6 労働衛生課事務連絡「職場における立ち作業の負担軽減対策の取組事例紹介について」
- 2024.11. 7 基安化発1107第2号「「送気マスクの適正な使用等について」の一部改正について」
- 2024.11. 7 労災管理課事務連絡「令和6年度における新型コロナウイルス感染症の流行に伴う労災保険給付等のメリット制特例措置への対応について」
- 2024.11.13 基安労発1113第1号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第三号に該当する学科等について」
- 2024.11.14 労働衛生課事務連絡「労働災害調査報告書の送付について」
- 2024.11.15 基発1115第1号「「時間外労働の上限規制に関する周知広報事業」に基づく建設の事業及び自動車運転の業務に関する今後の周知広報について」
- 2024.11.15 基監発1115第1号/基政発1115第1号「「時間外労働の上限規制に関する周知広報事業」に基づく建設の事業及び自動車運転の業務に関する今後の周知広報に係る留意事項について」
- 2024.11.22 基発1122第2号「資料の提出について」
- 2024.11.26 基安安発1126第1号「日本産業規格の改正について(公示)」
- 2024.11.28 基発1128第3号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の公布について」★

2024年度 労働基準行政関係通達

- 2024.11.28 基発1128第4号「賃金の口座振込み等について4」★
- 2024.11.29 基発1129第3号「令和6年度化学物質管理強調月間の実施について」
- 2024.11.29 基総発1129第1号/基監発1129第1号「2025年度労働基準監督官採用試験に係る積極的な広報等の実施について」★
- 2024.11.29 監督課事務連絡「2025年度労働基準監督官採用試験に係る広報等の実施に当たっての留意事項について」★
- 2024.11.29 監督課事務連絡「2025年度労働基準監督官採用試験に係る広報等の実施に当たっての積極的な連携・協力について」★
- 2024.11.29 基監発1129第2号/基賃発1129第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施等について」
- 2024.12.2 基発1202第2号「健康保険の被保険者証等の新規発行停止に伴う労働基準局関係通達等の取扱いについて」
- 2024.12.2 基政発1202第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施に当たっての働き方改革推進支援センター等との連携について」
- 2024.12.3 基監発1203第1号「時間外労働・休日労働に関する協定届の電子申請に係る留意事項について」
- 2024.12.6 基監発1206第1号/基政発1206第1号「令和6年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について」
- 2024.12.9 労働衛生課事務連絡「職場における立ち作業の負担軽減対策の取組事例紹介について」
- 2024.12.11 基安発1211第1号「オンラインマーケットプレイスにおける石綿含有製品の出品禁止の徹底について」
- 2024.12.11 基安労発1211第1号/基安化発1211第1号/基補発1211第1号/基管発1211第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への労災補償制度・特別遺族給付金制度、健康管理手帳制度、建設アスベスト給付金制度等の周知について」
- 2024.12.12 基発1212第3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」★
- 2024.12.17 基保発1217第1号「労働基準行政システムの更改について」
- 2024.12.23 基法発1223第号「[「無期転換ルールハンドブック」等に関する周知について（協力依頼）」
- 2024.12.24 基発1224第1号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要領の一部改正について」
- 2024.12.25 計画課事務連絡「第14次労働災害防止計画の目標に係る事業場における対策の実施状況の把握について」
- 2024.12.26 基保発1226第1号「労働基準行政システムの次期更改に伴う機械処理手引（共通）の一部改定について」
- 2024.12.26 基保発1226第2号「労働基準行政システムの次期更改に伴う機械処理手引（基準サブシステム）の一部改定について」
- 2024.12.26 基保発1226第3号「労働基準行政システムの次期更改に伴う機械処理手引（労災サブシステム）の一部改定について」
- 2024.12.26 基保発1226第4号「労働基準行政システムの次期更改に伴う機械処理手引（レセプトサブシステム）の一部改定について」
- 2024.12.26 基保発1226第5号「労働基準行政システムの次期更改に伴う労災レセプト電算処理システム操作マニュアルの一部改定について」
- 2024.12.26 基保発1226第6号「労働基準行政システムの次期更改に伴う簡易マニュアル等の一部改定について」
- 2024.12.26 基保発1226第7号「労働基準関係情報管理ツールの改修及び「労働基準関係情報管理ツール機械処理手引」の一部改定について」
- 2024.12.26 基補発1226第2号「精神障害の長期療養者に係る社会復帰支援について」
- 2024.12.27 基発1227第2号「本事業の実施に係る指示について」
- 2024.12.27 基保発1227第1号「労働基準関係決裁システムの稼働について」
- 2024.12.27 基保発1227第2号「[「労働基準関係決裁システム機械処理手引」]の制定について」
- 2025.1.8 監督課事務連絡「外国人労働者相談コーナーにおける相談状況について」
- 2025.1.8 監督課事務連絡「スマート監督（試行）説明会の開催について」
- 2025.1.8 基政発0108第1号「医療勤務環境改善支援センターにおける「令和7年度医療労務管理支援事業」の運営について」

2025. 1. 10 基発0110第1号「労働基準行政システムに係る事務処理手引(概要・共通編)の策定について」

2025. 1. 10 基監発0110第1号「労働基準行政システムに係る事務処理手引(監督関連編)について」

2025. 1. 10 基監発0110第2号「スマート監督の試行について」

2025. 1. 14 基発0114第1号「労働基準行政システム等管理規程の改定等について」

2025. 1. 14 基保発0114第2号「労働基準行政システム等情報セキュリティ対策実施手順書の改定について」

2025. 1. 23 基発0123第5号「令和6年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について」

2025. 1. 28 基政発0128第1号「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A(追補分)の改正について」

2025. 1. 29 基安発0129第1号「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る情報収集について」

2025. 1. 29 基安発0129第3号「日本産業規格の改正について(公示)」

2025. 2. 3 基発0203第3号「2025年度労働基準監督官採用試験に係る積極的な広報及び受験勧奨の実施等について」★

2025. 2. 3 基保発0203第1号「労働基準行政システムの更改に伴う簡易マニュアルの一部改定について」

2025. 2. 4 労災管理課事務連絡「令和7年度労災・労働保険業務関係非常勤職員の任用に係る留意事項について」

2025. 2. 5 基監発0205第1号「労使紛争に係る都道府県労働委員会との連携について」

2025. 2. 6 基発0206第1号「令和6年度中央労働基準監察結果の概要について」

2025. 2. 6 基安発0206第3号「令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」について(依頼)」

2025. 2. 6 監督課事務連絡「脳・心臓疾患の発生の未然防止のための監督指導対象事業場の選定等における留意点について」

2025. 2. 7 監督課事務連絡「過重労働特別監督監理官の職務について」

2025. 2. 7 監督課事務連絡「過労死等の労災保険給付支給決定が複数行われた企業に対する過労死等防止計画指導の実施に係るQ&

Aについて」

2025. 2. 10 基発0210第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★

2025. 2. 10 基発0210第2号「エックス線装置構造規格の一部を改正する件の公布等について」★

2025. 2. 10 基発0210第10号「[監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第3号「[長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第4号「[長時間労働抑制監督の実施に当たって留意すべき事項について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第5号「[長時間労働抑制監督における是正勧告等について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第6号「[長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第7号「[裁量労働制の導入事業場に対する監督指導の実施について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第9号「[働き方改革の推進に向けた労働時間相談・支援班の実施事項等について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第10号「[労働条件集合監督の実施に当たって留意すべき事項について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第11号「[労働条件集合監督における是正勧告等について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第12号「[労働基準監督機関に寄せられる各種情報の適切な処理について]の一部改正について」

2025. 2. 10 基監発0210第13号/基政発0210第1号「令和7年度における時間外労働の削減に向けた鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業への支援について」

2025. 2. 12 基監発0212第1号「令和6年度適用開始業務等の事業場に対する時間外労働の上限規制の適用に伴う監督指導時の対応について」

2025. 2. 12 基監発0212第2号「令和7年4月から適用さ

2024年度 労働基準行政関係通達

- れる社内預金の下限利率について」★
2025. 2. 12 労災管理課事務連絡「特別加入団体に關する調査依頼について」
2025. 2. 12 監督課事務連絡「年の上限時間の違反に係る労働基準行政システム等の入力に当たって留意すべき事項について」
2025. 2. 14 基安発0214第1号「安全衛生業務の推進について」
2025. 2. 14 基安安発0214第5号/基安労発0214第1号「「再資源化解体の許可に関するガイダンス」の制定について」
2025. 2. 18 監督課事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の影響による倒産に伴う未払賃金の立替払事業の具体的な処理について」の廃止について」
2025. 2. 19 基発0219第4号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」★
2025. 2. 19 基発0219第5号「「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について」★
2025. 2. 19 基発0219第6号「「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について」★
2025. 2. 19 基発0219第8号「「新型コロナウイルス感染症の影響による倒産に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」の廃止について」
2025. 2. 20 労災発0220第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2025. 2. 20 基発0220第1号「エイジフレンドリー補助金事業実施要項」
2025. 2. 20 補償課事務連絡「労災補償部署における保有個人情報漏えい防止に関する点検等の実施に係る本省報告の廃止について」
2025. 2. 21 基監発0221第2号/職需発0221第1号/雇均有発0221第1号「「同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組の具体的な運用について」の一部改正について」
2025. 2. 21 基保発0221第1号「労働基準システムの更改に伴う機械処理手引（労災サブシステム）等の一部訂正について」
2025. 2. 27 基監発0227第1号/基安計発0227第1号/職総発0227第1号/職需発0227第1号/雇均総発0227第1号/雇均雇発0227第1号/雇均有発0227第1号/雇均職発0227第1号/雇均在発0227第1号「都道府県労働局における雇用環境・均等部（室）と総務部との連携、雇用環境・均等部（室）と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部（室）と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」
2025. 2. 27 基監発0227第2号/基安労発0227第2号「医療機関における放射線管理の徹底に向けた当面の取組について」
2025. 2. 27 基安安発0227第1号「日本産業規格の制定及び廃止について（公示）」
2025. 2. 27 基安労発0227第2号「医療機関における放射線管理の徹底に向けた当面の取組について」
2025. 2. 28 基発0228第2号「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について」★
2025. 2. 28 基監発0228第1号/基安労発0228第1号「令和7年度から令和9年度におけるストレスチェック未実施事業場に対する対応について」
2025. 2. 28 基安発0228第1号「令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」
2025. 2. 28 基保発0228第1号「労働基準行政システム（基準サブシステム）の一部機能の改修及び機械処理手引（共通）の一部改定について」
2025. 2. 28 基補発0228第1号「石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の支給に関する調査について」
2025. 3. 4 基発0304第1号/職発0304第7号/雇均発0304第2号「次世代育成支援対策推進法の施行について」
2025. 3. 4 基政発0304第1号「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A（追補分）の改正について」
2025. 3. 4 安全課事務連絡「「クレーン等の検査・検定制度の齊一的・効果的運用に向けた検討事業」に係る総合評価落札方式技術審査委員会における評価結果について」
2025. 3. 5 基発0305第26号「令和7年度中央労災補償業務監察計画及び令和7年度中央労働保険適用徴収業務監察計画について」
2025. 3. 5 基発0305第27号「令和7年度中央労災補

- 償業務監察及び令和7年度中央労働保険適用徴収業務監察について」
2025. 3. 5 基安労発0305第1号「温泉関係施設における硫化水素中毒防止対策の徹底について」
2025. 3. 6 監督課事務連絡「未払賃金立替払の迅速処理について」
2025. 3. 6 安全課事務連絡「建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について（要請）」（都道府県労働局労働基準部安全主務課長宛て）
2025. 3. 7 基発0307第1号「使用停止等処分基準及び緊急措置基準の改正について」
2025. 3. 7 基発0307第3号「労働基準局報告例規の一部改正（補404及び補408）について」
2025. 3. 10 監督課事務連絡「令和7年度における司法処理業務等について」
2025. 3. 12 基安労発0312第1号「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度における令和7年度の負担金決定について（関係者へのお知らせ等）」
2025. 3. 12 安全課事務連絡「職場における安全衛生意識啓発のための広報事業」における評価結果について」
2025. 3. 13 労災発0313第1号「労災業務OJTマニュアルの一部改正について」★
2025. 3. 13 基発0313第2号「労働基準局報告例規の一部改正（補405）について」
2025. 3. 14 基発0314第18号/基政発0314第1号「令和7年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施について」
2025. 3. 14 基補発0314第1号「「石綿確定診断等事業について」の一部改正について」
2025. 3. 14 補償課事務連絡「石綿確定診断等事業における石綿確定診断等の依頼に係る具体的方法等について」
2025. 3. 14 安全課事務連絡「2024年度（第74回）全国工作責任者大会における「質問及び回答」（最終版）について（情報提供）」
2025. 3. 14 補償課事務連絡「石綿による疾病の認定基準に基づく本省協議に係る留意点について」
2025. 3. 17 労災発0317第1号「肺がんの業務上外の認定について（回答）」
2025. 3. 17 基発0317第3号「「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」の改正について」
2025. 3. 18 基発0318第3号「労働基準監督官実地訓練実施要綱の改定について」★
2025. 3. 19 基補発0319第1号「労災診療費の電子レセプト事前審査点検業務の外部委託に係る留意事項について」
2025. 3. 21 基安計発0321第1号「「安全衛生優良企業公表制度の実施に当たっての留意について」の一部改正について」
2025. 3. 24 基発0324第27号「徴収関係事務取扱手引I（徴収・収納）の一部改訂について」★
2025. 3. 24 基発0324第28号「徴収関係事務取扱手引I（徴収・収納）別冊（労働保険料等の納付の猶予取扱要領）の一部改訂について」★
2025. 3. 24 基発0324第29号「徴収関係事務取扱手引II（滞納処分）の一部改訂について」★
2025. 3. 24 基総発0324第1号「労働基準関係決裁システムの利用について」
2025. 3. 24 基監発0324第1号「令和7年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施に係る留意事項について」
2025. 3. 24 基監発0324第2号「令和7年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施に係る留意事項について」
2025. 3. 24 基監発0324第3号/基安計発0324第1号「労働基準関係決裁システムの利用について」
2025. 3. 24 基監発0324第4号「「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導等の実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2025. 3. 24 基安労発0324第1号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第三号に該当する学科等について」
2025. 3. 24 監督課事務連絡「個別事案に係る未払賃金立替払について」
2025. 3. 25 基発0325第1号「労災診療費算定基準の一部改定について」
2025. 3. 25 基監発0325第1号「監督関係業務に係る行政文書の適正な管理の徹底について」
2025. 3. 25 基補発0325第1号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」
2025. 3. 26 基安労発0326第1-3号「「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR（FPD）写真及びCR写真の取扱い等に

2024年度 労働基準行政関係通達

- について」の一部改正について」
2025. 3. 26 補償課・業務課事務連絡「労災診療費に係る審査確認書等の電子的管理について」
2025. 3. 27 基発0327第2号「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」
2025. 3. 27 基発0327第3号「労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令の施行について」
2025. 3. 27 基発0327第4号「労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
2025. 3. 27 基監発0327第2-3号「社会保険労務士の懲戒処分について」
2025. 3. 27 基政発0327第1号/基法発0327第1号/雇均総発0327第1号/雇均雇発0327第1号/雇均職発0327第1号/雇均在発0327第1号「都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における令和7年度の企業指導業務の実施に当たって留意すべき事項について」
2025. 3. 27 基安安発0327第1号「令和7年度高度安全機械等導入支援補助金事業交付要領について」
2025. 3. 27 基安安発0327第2号「派遣労働者に係る労働災害に関する労働者死傷病報告の取扱いについて」の一部改正について」
2025. 3. 27 基安安発0327第3号/基安労発0327第1号「安全衛生指導復命書に係る安全衛生指導事項の追加について」
2025. 3. 27 基補発0327第1号「労災診療費算定マニュアル(令和7年4月版)」の送付について」
2025. 3. 27 基補発0327第2号「社会復帰対策要綱の運用の一部改正について」
2025. 3. 27 基法発0327第1号「都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における令和7年度の企業指導業務の実施に当たって留意すべき事項について」
2025. 3. 28 基発0328第1号「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」の一部改正について」
2025. 3. 28 基発0328第2号「労働基準行政システム事務処理手引(賃金関連編)の改訂について」
2025. 3. 28 基発0328第5号「労働基準行政デジタル化推進計画の改定について」
2025. 3. 28 基発0328第6号「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」の一部改正について」
2025. 3. 28 基発0328第7号「一年単位の変形労働時間制に関する協定の本社一括届出について」★
2025. 3. 28 基発0328第8号「時間外労働・休日労働に関する協定の本社一括届出について」★
2025. 3. 28 基発0328第9号「就業規則の本社一括届出について」★
2025. 3. 28 基監発0328第1-2号「社会保険労務士の懲戒処分に係る通知について」
2025. 3. 28 基監発0328第3号/基法発0328第1号/職需発0328第1号/雇均総発0328第1号/雇均雇発0328第1号「令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について」
2025. 3. 28 基監発0328第4号「一年単位の変形労働時間制に関する協定の本社一括届出に係る取扱いについて」の一部改正について」
2025. 3. 28 基監発0328第5号「時間外労働・休日労働に関する協定の本社一括届出に係る取扱いについて」の一部改正について」
2025. 3. 28 基監発0328第6号「就業規則の本社一括届出の取扱いについて」の一部改正について」
2025. 3. 28 基監発0328第7号「労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の電子申請機能の稼働について」
2025. 3. 28 基安安発0328第1号/基安労発0328第1号/基安化発0328第1号「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について」★
2025. 3. 28 基保発0328第1号「労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う特別遺族年金の定期報告の一部省略等に係る年金審査事務等の取扱いについて」
2025. 3. 28 基保発0328第2号「労働基準行政システム(労災サブシステム)の一部機能の改修及び「労働基準行政システム機械処理手引」

- の一部改定について」
2025. 3. 28 労災管理事務連絡「じん肺管理区分決定を受けた労働者等への建設アスベスト給付金制度の周知について」
2025. 3. 28 補償課事務連絡「「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿」の入力等について」
2025. 3. 28 監督課事務連絡「未払賃金立替払業務に係る諸様式の改正について」
2025. 3. 28 基法発0328第1号「令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について」
2025. 3. 28 労働衛生課事務連絡「ずい道建設労働者健康情報管理システムの登録状況について」
2025. 3. 31 基発0331第4号「労災保険給付等個人番号利用事務処理手引の一部改定について」★
2025. 3. 31 基発0331第5号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」
2025. 3. 31 基発0331第6号「「外科後処置の実施について」の一部改正について」
2025. 3. 31 基発0331第7号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の一部改正について」
2025. 3. 31 基発0331第8号「団体経由産業保健活動推進助成金支給要領について(回答)」
2025. 3. 31 基発0331第9号「「未払賃金の立替払事業の運営について」の一部改正について」
2025. 3. 31 基監発0331第1号/基安計発0331第1号/職需発0331第1号「注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項(労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係)について」★
2025. 3. 31 計画課事務連絡「(事務連絡)注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項(労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係)について」
2025. 3. 31 基監発0331第3号「「労働時間管理適正化指導員の活用について」の一部改正について」
2025. 3. 31 基監発0331第4号「「自然災害時における未払賃金立替払事業の具体的処理について」の改正について」
2025. 3. 31 基政発0331第1号「「働き方・休み方改善コンサルタント業務処理マニュアル」の改訂

- について」
2025. 3. 31 基安安発0331第1号/基安労発0331第1号「令和7年度における林業の安全対策の推進について」
2025. 3. 31 基補発0331第3号「労災保険における自家用自動車による移送の取扱いについて」
2025. 3. 31 基補発0331第4号「外科後処置のための旅費の支給に当たっての留意事項について」
2025. 3. 31 基補発0331第5号「義肢の装着等のための旅費の支給に当たっての留意事項について」
2025. 3. 31 基補発0331第6号「「アフターケア通院費の支給に当たっての留意事項について」の一部改正について」
2025. 3. 31 基補発0331第7号「診療費請求内訳書等の開示に係る取扱要領の一部改正について」
2025. 3. 31 基補発0331第8号「「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」の一部改正について7」
2025. 3. 31 補償課事務連絡「令和5年度「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」について」
2025. 3. 31 補償課事務連絡「「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」等の改正について(通知)」
2025. 3. 31 監督課事務連絡「監督復命書における指導事項への「熱中症」コード追加について」
2025. 3. 31 監督課・労働衛生課事務連絡「監督復命書における指導事項への「熱中症」コード追加について」
2025. 3. 31 監督課事務連絡「未払賃金立替払業務処理必携の改訂等について」
2025. 3. 31 基安化発0331第5号「病院におけるアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果の公表及び今後の対応等について」
2025. 3. 31 基安化発0331第6号「SDS(安全データシート)情報交換のための標準的フォーマット等の公開について-標準的フォーマットの活用によるSDS作成・交付の迅速化-」

★本誌編集時点で入手済みのもの

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. クボタショックから20年の石綿対策

2005年のクボタショックから20年が経過した。当時、石綿対策全国連絡会議を中心に、①速やかな全面禁止、②アスベスト対策基本法の制定、③曝露者に対する健康管理制度の確立、④労災補償について時効を適用しない、⑤労災補償が適用されない被害に対する補償制度の確立、⑥中皮腫すべてを補償対象とするとともに、それ以外の石綿関連疾患にも補償を確保等を要求した。

⑤は補償ではなく救済にとどまり、④も時効撤廃ではなく救済にとどまるものの、石綿健康被害救済法が2006年に制定・施行された。また、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を中心にして、2008年、2011年、2022年と三度救済法の改正を実現して、制度を一部改正させるとともに、請求期限を延長させ続けてきた。しかし、救済から補償への転換はできていない。また、⑥の「中皮腫すべて救済」は理念的には労災補償制度と救済制度によって可能になるはずだが、実現できてはいない。「中皮腫以外」については、補償・救済対象としての明示及び認定基準の内容・運用等の問題を含めて、状況はさらに不十分である。

一方で、労災補償制度と救済制度が法定の最低限のものであるとすれば、加害者である企業や国に上積み補償を請求する取り組みもひろがった。なかでも、元使用者に対する退職労働者の団体交渉権が確立されたことは特筆すべきである。また、泉南アスベスト訴訟最高裁判決（2014年）から工場型アスベスト訴訟の国との和解手続、建設ア

スベスト小最高裁判決（2021年）から国による建設アスベスト給付金制度が生まれた。その後も継続されている建材メーカーを相手取った建設アスベスト訴訟で、東京高裁と大阪高裁が相次いで和解勧告を行い、いま重要な局面を迎えている。

様々な進展があるものの、「隙間なく公正・平等な補償」という観点からは、多くの課題が残されていることを銘記すべきであろう。

③については、曝露住民について、石綿の健康影響実態調査、健康リスク調査、石綿曝露者の健康管理に関する試行調査、石綿読影の精度確保等調査と、名称を変えながら、最後のものは2025年度以降も継続されることになったが、住民被害の実態と原因の追求も、健康管理制度の確立も放棄されてしまっている。

②については、既存アスベスト対策に関して、石綿障害予防規則と大気汚染防止法を中心に改正が積み重ねられてきてはいるものの、「アスベスト対策基本法」という要望に込められた、アスベストのない社会の実現をめざした国家戦略の確立という観点からは、ほど遠い現状と言わざるを得ない。

さらに、今年は阪神・淡路大震災から30年にも当たり、兵庫で「災害とアスベスト—阪神・淡路 30年プロジェクト」が取り組まれるとともに、能登等での取り組み継続されており、災害に備えたアスベスト対策という観点も必要である。

他方で、患者と家族の会、中皮腫サポートキャラバン隊、アスベスト裁判の原告らに象徴されるように、患者・家族が事態を動かす大きな推進力となっていることも強調したい。「中皮腫を治せる病気に！」という要望が前面に掲げられ、知見の促進、

新薬・療法の早期承認、治療研究補助金の増額等でも成果を挙げている。また、悪性胸膜中皮腫を含む「肺癌診療ガイドライン」作成委員会の外部委員にキャラバン隊のメンバーが加わったり、国立がんセンター希少がんセンターや日本石綿・中皮腫学会等との協力などを基盤に、2021年から「7月は中皮腫啓発月間」の取り組みも行われている。

最後に、国際的にアスベスト禁止、患者・家族に対する正義、アスベストのない社会を実現する取り組みも、アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)を中心に継続されている。

2. 労働安全衛生法等の改正

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案が2025年5月8日成立、5月14日に公布され、公布日、次は2026年1月1日など、8回に分けて施行される。労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(2025年1月17日)に基づくもので、主な内容は、以下のとおりである。

①個人事業者等に対する安全衛生対策-「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書」(2023年10月27日)に基づくもので、建設アスベスト訴訟最高裁判決を契機とした、健康障害防止措置関係11省令の改正(2023年4月1日施行等)、危険防止措置関係4省令の改正(2025年4月1日施行)と「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」策定に続く、言わば第3弾に当たる。具体的には、個人事業者等の定義(事業を行う者で労働者を使用しない者)、注文者等が講ずべき措置、個人事業者等が講ずべき措置、申告及び災害状況の調査である。公布日に施行された注文者等が講ずべき措置のひとつである、「注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない」(第3条第3項)は、建設工事以外の注文者も含まれ、他人に対して仕事を注文する場合にはプラットフォームも該当する。また、他人に対して仕事を注文しない場合には該当しないものの、プラット

フォーマーが提供するサービスを通じた仕事の受注者の仕事に係る契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて、当該プラットフォームがアプリによる業務支援等必要な干渉を行う場合には、仕事の注文者と連携して、受注者の『安全で衛生的な作業の遂行』を損なわないよう、配慮することが望ましい、ともされている。(施行通達)

②ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査)に関する特例の終了-「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会中間とりまとめ」(2024年11月1日)に基づくもので、労働者数50人未満の事業場について、実施を当分の間努力義務としていた特例規定を削除して、義務とする。公布日から3年内に施行される。

③化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備-作業環境測定の対象拡大、作業環境測定し試験及び登録、危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保、営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知で、2026年4月1日以降施行。2022~24年度に施行された安衛則等改正に基づく「化学物質による労働災害防止のための新たな規制」の一環で、毎年度、「化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめ報告書」等が公表されている。

④機械等による労働災害防止対策-「特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会報告書」(2024年3月28日)に基づくもので、特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化、特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し、型式検定対象機械等・技能講習対象業務等の見直しを内容とし、2006年1月1日以降施行。

⑤高齢者の労働災害防止のための措置-事業者の努力義務、厚生労働大臣による事業者が講ずべき措置に関する指針の公表等を内容とし、2026年4月1日施行。

⑤に基づく指針が、2020年に策定された「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」よりもさらに徹底して、リスクアセスメントの実施とその結果を踏まえ優先順位の高い対策から取り組む事項を決めるこ

とを含めた労働安全衛生マネジメントシステムアプローチに基づいたものになることが期待される。他方で、2018～23年度を計画期間とした第13次労働災害防止計画が、「労働安全衛生マネジメントシステムについて、産業安全や化学物質対策への活用に加え、過重労働対策やメンタルヘルス対策等への活用について検討する」としていた趣旨は、残念ながら今回の改正に含まれてはいない。

ちなみに、「心理的な負担(ストレス)」という言葉は、ストレスチェックに関する規定として労働安全衛生法に登場するものの、ストレス対策は労働安全衛生規則第22条に規定される衛生委員会の付議事項に含まれていない。「長時間にわたる労働」及び「精神的健康(メンタルヘルス)」対策は、衛生委員会の付議事項には含まれているが、労働安全衛生法には登場しない。「暴力・ハラスメント」はどちらにも登場しない。また、以上のいずれも、危険有害要因(ハザード)のリストと考えられる労働安全衛生法第20～24条には明示されておらず、労働安全衛生規則第24条の2に規定される労働安全衛生マネジメントシステム及びその一部である労働安全衛生法第28条の2第1項に規定されるリスクアセスメントの対象として明示されてもいない(リスクアセスメント指針で「業務に起因する危険性又は有害性であって、労働者の就業に係る全てのもの」を対象とするとしているので、含まれると解すべきであるが)。

3. ハラスメント対策の法改正

また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案が、一部修正のうえで、2025年6月4日成立、6月11日に公布された。前出の労働政策審議会建議(以下の⑥のみが該当)または労働政策審議会建議「女性活躍推進の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について」(2024年12月26日)に基づくもので、以下の内容が含まれている。

⑥治療と就業の両立支援策－事業主の努力義務、厚生労働大臣による事業主が講ずべき措置に関する指針の公表等を内容とし、2026年4月1日施

行。

⑦職場における労働者の就業環境を害する言動に関する規範意識を醸造するための国による啓発活動－「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書」(2024年8月8日)に基づくもので、2025年6月11日施行。

⑧職場における顧客等の言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等－同前報告書に基づくもので、事業主の雇用管理上の措置義務(法案修正によって、「労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実行性を確保するために必要なその抑止のための措置」が措置の例示に追加)、労働者が相談を行ったこと等に対する解雇その他不利益取扱いの禁止、厚生労働大臣による事業主が講ずべき措置に関する指針の公表等を内容とし、公布日から1年6月以内に施行。

⑨職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務－同前報告書に基づくもので、2026年4月1日施行。

⑩求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等－同前報告書に基づくもので、事業主の雇用管理上の措置義務、労働者が相談を行ったこと等に対する解雇その他不利益取扱いの禁止、厚生労働大臣による事業主が講ずべき措置に関する指針の公表等を内容とし、公布日から1年6月以内に施行。

⑪求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務－同前報告書に基づくもので、2026年4月1日施行。

⑫政府による特定受託事業者が受けた業務委託に係る業務における顧客等の言動に起因する問題に関する施策の検討－法案修正によって追加されたもので、2025年6月11日施行。

いわゆる「カスタマーハラスメント」、「就活等セクシュアルハラスメント」についても、事業主の雇用管理上の措置義務が課せられ、また、個々のハラスメントに係る規定とは別に、「ハラスメントに関する規範意識を醸造するための国による啓発活動」が規定されたわけである。すでに規定がある4種類のハラスメントも含めた規定の見直しとともに、とくに後者において、ILO暴力・ハラスメント条約(第190号)・

勧告（第206号）の内容を踏まえた活動がなされるよう期待し、また、求めてもいきたい。

他方、前述の法案が審議された第217回国会には、石橋通宏外2名の衆議院議員によって、労働安全衛生法に「職場における顧客等による社会通念上許容される範囲を超えた言動に関する措置」に係る規定を加えるという、労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。

「顧客等によるもの」に限定することなく、暴力・ハラスメントの防止等を労働安全衛生法令上規定することは真剣に検討されるべきである。ILO第190号条約はその第9条で、労働安全衛生マネジメントにおいて暴力・ハラスメント及び関連する心理社会的リスクを考慮に入れること、労働者とその代表の参加を得て、暴力・ハラスメントのハザード（危険有害要因）を特定し、リスクを評価し、それらを防止及び管理するための措置をとること等を示し、第206号勧告は、上記リスクアセスメントは、心理社会的ハザード・リスクを含め、暴力・ハラスメントの可能性を高める要因を考慮すべきであるとともに、顧客等「第三者が関与する」ハザード・リスク等には、特別の注意が払われるべきであるとしている。すべて、わが国のハラスメント規制では欠けている内容である。

4. 労災保険法の見直し

2024年7月4日のあんしん財団事件最高裁判決は、メリット制適用事業主の労災支給処分取消訴訟の原告適格についての初めての判断であり、原告適格は認められないことを明示した、当然ではあるものの、歴史的な判決となった。一方で、メリット制適用事業主は、「自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、上記事業主の手續保障に欠けるところはない」と付け加えてもいる。そのように「主張することができる」ことを認めるよう解釈・対応を変更することによって、裁判所が、メリット

制適用事業主に労災支給処分についての不服申立適格等を認めるという事態を回避しようとした厚生労働省の思惑が功を奏したかたちではあるが、保険料認定処分の不服申立等において労災支給処分の支給要件非該当性を主張する事例が増え、いずれ労災支給処分の支給要件非該当性が認められる事例が出てくるのが非常に危惧される。

厚生労働省は、2024年12月24日から「労災保険制度の在り方に関する研究会」を開催している。

第5回研究会に、「メリット制について」という資料が示され、全事業場の約4%にすぎない事業場が保険料割引きを享受することと引き換えに、労災保険料全体が約17%引き上げられているという、過去2回公表された情報と同じ状況が確認された。同時に、「メリット制の効果について、メリットが適用されている事業場の被災者数増減率に着目して検証を行った」結果も示されたが、割増しが適用された事業場については、「全事業場よりも増減率が概ね低いことから、一定程度はメリット制の効果があったと考えられる」が、割引きが適用された事業場については、「業種全体よりも増減率が低い場合と高い場合が同程度混在しており、これだけをもってメリット制の効果の有無を判断できるものではない」というものであった。さらに第6回研究会には、「2023年にいわゆる労災かくし（労働安全衛生法第100条違反）で送検した103事業者について、労災かくしを行った動機を都道府県労働局に対して調査した結果、元請けへの影響や企業イメージの低下を懸念したものが多く挙げられた一方、メリット制を理由とした事例はなかった」という結果が示された。

この時点での論点整理で厚生労働省は、「メリット制には一定の効果があるとの意見があった」、「一方で、メリット性の効果は認められるものの、一定の留保が必要との意見があった」とまとめている。効果に否定的な意見があった印象を薄め、メリット制存続を図りたい意図がうかがわれる。

本稿執筆の時点で研究会は第7回まで開催されているが、まだ中間報告の案等は示されていない。しかし、メリット制に限らず、多方面にわたって重要な論点が議論されており、労災保険法改正につながる内容も含まれるものと考えられる。その後の進

展を踏まえた内容や行動については、第36回総会の場で提起及び議論したい。

全国安全センターは2025年3月5日に比較的網羅的に要望事項をまとめた申入書を提出、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会も2月27日に要望を提出している(ともに2025年5月号に掲載)。

久しぶりの労災保険法見直しの検討であり、しっかりフォローしていきたい。

5. 労働基準法の見直し

一方、「新しい時代の働き方に関する研究会報告書」(2023年10月20日)に続いて、「労働基準法研究会報告書」(2025年1月8日)がまとめられたが、「早期に取り組むべき事項」とされたのは、以下にすぎなかった。

- ・家事使用人に対して労働基準法やそれ以外の労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきである。
- ・法制度の実効的な適用を確保するという観点から、労働基準関係法制における「事業」の概念については、将来的な労使コミュニケーションの在り方も含め検討していく必要がある。例えば、1の(5)で述べた労働者性の研究を継続的に行う場において、「事業」の概念との関係を含めて議論を行うなど、早期に検討に着手することが必要と考える。
- ・働く人を「守る」という観点からは、後述するように、労働時間の情報開示等により企業による自主的な労働時間短縮を促進する取組や、休日等の労働からの解放に関する規制については、早期に対応可能な取組もあるのではないかと考えられる。

しかし、労働政策審議会労働条件分科会で、2025年1月21日の第193分科会に同検討会報告書が報告された後、2月28日の第194回分科会には「年内を目途に議論の取りまとめを目指すこととしてはどうか」という「今後の議論の進め方」が示されて「労働基準関係法制」について審議が開始されている。4月には開催されなかったものの、3月、5月、

6月には月2回開催というスピード感である(6月16日の第200回分科会までに、労働基準法における「労働者」について、労働基準法における「事業」について、労働時間法制の具体的課題について①～③、集団的労使コミュニケーションの在り方(過半数労働組合・過半数代表者)について、資料が提出されている)。

また、2025年5月2日から「労働基準法における『労働者』に関する研究会」も開催されている。

労働者以外の者を法の適用対象とするという点では、建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けた労働安全衛生法が先行しているようにも見えるが、少なくとも家事使用人については労働基準法及び労災保険法の適用対象とするという方向性は確認されている。労働者概念=労働者性の判断基準と並んで重要な課題であるが、労働安全衛生・労災補償については、リスクを管理し得る立場にある者に責任を課するという観点から、権利及び保護の拡充を図るよう求めていきたい。それ以外の論点も含めて、フォローしていく必要がある。

6. 全国安全センターの組織・財政等

全国安全センターは、「安全センター情報」の定期発行に加えて、2020年5月にリニューアルしたウェブサイトを維持(<https://joshrc.net/>)、また、YouTubeチャンネルも開設している(<https://www.youtube.com/@user-jc8yo4ic6c>)。

様々な課題について全国安全センター独自で厚生労働省や地方公務員災害補償基金と交渉を行っているほか、課題別に、メンタルヘルス・ハラスメントや地方公務員対策等の内部の局、あるいは関係諸団体等とともに、石綿対策全国連絡会議、被ばく労働ネットワーク、被ばく労働問題学習会等を通じて、メーリングリスト、ホットラインの開設や様々な行動など、日常的な取り組みを進める体制になってきている。

構造的な収入不足は継続しているため、可能な場合には寄付金、及び、ひろく会員の皆さまに新たに会員になっていただけそうな方/団体のご紹介等をお願いしたい。



2024年度収支決算案

2024年4月1日から2025年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,717,000	1,757,000	▲40,000	2,000,000	▲283,000
賛助会費	3,260,000	3,469,890	▲209,890	3,800,000	▲540,000
購読会費	484,200	494,200	▲10,000	500,000	▲15,800
寄付金収入	9,990,750	12,524,750	▲2,534,000	5,000,000	4,990,750
委託費	2,770,880	2,773,532	▲2,652	2,800,000	▲29,120
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	13,181	10,024	3,157	100,000	▲86,819
前期繰越金	14,487,148	8,179,518	6,307,630	14,487,148	0
合計	32,723,159	29,208,914	3,514,245	28,687,148	4,036,011

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	10,198,571	9,910,845	287,726	10,200,000	▲1,429
活動費	1,095,484	1,450,616	▲355,132	1,500,000	▲404,516
印刷費	1,973,688	1,889,132	84,556	2,000,000	▲26,312
事務所費	768,492	773,468	▲4,976	800,000	▲31,508
通信運搬費	632,716	605,342	27,374	600,000	32,716
什器備品費	9,858	48,687	▲38,829	50,000	▲40,142
図書資料費	3,200	8,240	▲5,040	30,000	▲26,800
消耗品費	7,028	15,665	▲8,637	30,000	▲22,972
会議費	350,948	0	350,948	100,000	250,948
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	15,116	19,771	▲4,655	40,000	▲24,884
予備費	0	0	0	13,337,148	▲13,337,148
小計	15,055,101	14,721,766	333,335	28,687,148	▲13,632,047
次期繰越金	17,668,058	14,487,148	3,180,910		
合計	32,723,159	29,208,914	3,514,245		

貸借対照表(2025年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	153,304	182,180
預金		
普通預金(中央労働金庫)	6,929,879	5,072,243
普通預金(富士銀行)	331,260	311,915
普通預金(三井住友銀行)	2,241,220	500,992
郵便振替	8,012,395	8,419,818
資産合計	17,668,058	14,487,148

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	17,668,058	14,487,148
正味財産合計	17,668,058	14,487,148
負債及び正味財産合計	17,668,058	14,487,148

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートもしています。

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

○中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」
郵便払込口座「00150-9-545940」
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

セン

安全
センター
情報

2025年度収支予算案

2025年4月1日から2026年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,800,000	1,717,000	83,000	2,000,000	▲200,000
賛助会費	3,600,000	3,260,000	340,000	3,800,000	▲200,000
購読会費	500,000	484,200	15,800	500,000	0
寄付金収入	5,000,000	9,990,750	▲4,990,750	5,000,000	0
委託費	2,800,000	2,770,880	29,120	2,800,000	0
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	100,000	13,181	86,819	100,000	0
前期繰越金	17,668,058	14,487,148	3,180,910	14,487,148	3,180,910
合計	31,468,058	32,723,159	▲1,255,101	28,687,148	2,780,910

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	10,400,000	10,198,571	201,429	10,200,000	200,000
活動費	1,500,000	1,095,484	404,516	1,500,000	0
印刷費	2,000,000	1,973,688	26,312	2,000,000	0
事務所費	800,000	768,492	31,508	800,000	0
通信運搬費	600,000	632,716	▲32,716	600,000	0
什器備品費	50,000	9,858	40,142	50,000	0
図書資料費	30,000	3,200	26,800	30,000	0
消耗品費	30,000	7,028	22,972	30,000	0
会議費	300,000	350,948	▲50,948	100,000	200,000
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	40,000	15,116	24,884	40,000	0
予備費	15,718,058	17,668,058	▲1,950,000	13,337,148	2,380,910
合計	31,468,058	32,723,159	▲1,255,101	28,687,148	2,780,910

2025年度役員体制案

議長	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副議長	岡田 義明	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
運営委員	中地 重晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター副議長)
	川本 浩之	(NPO法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	西山 和宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
	成田 博厚	(一般社団法人名古屋労災職業病センター副理事長)
事務局長	松島 恵一	(中皮腫サポートキャラバン隊事務局長)
	古谷 杉郎	(専従)
	澤田 慎一郎	(専従)
事務局次長	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	田島 陽子	(関西労働者安全センター事務局長)
	榊原 悟志	(情報公開推進局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター)

全国安全センター・ウェブサイト

<https://joshrc.net/>

全国安全センター情報公開推進局

<http://joshrc.org/>

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)

<http://ijimemental.web.fc2.com/>

石綿対策全国連絡会議

<https://joshrc.net/archives/category/banjan>

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

<https://www.chuuhishu-family.net/>

中皮腫サポートキャラバン隊

<https://asbestos.or.jp/>

安全センター情報目次

2024年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る
- 1993年度特集目次
- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト
- 1994年度特集目次
- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか① PL法
- 11月号 職場が変わるか② ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③ 環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

安全センター情報目次

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集：第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシンの曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初めの労災認定
- 6月号 GAC2004イベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004: 世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾：アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス/アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳心・精神障害労災認定/“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度/石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策/派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題/欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立

安全センター情報目次

- 5月号 中国・寧波の畳じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災/追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

■2012年度特集目次

- 4月号 労働における暴力
- 5月号 石綿疾病労災認定基準の見直し
- 6月号 職場のパワーハラスメント
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 欧州ハラスメント・暴力協定の実行
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
- 10月号 印刷会社の胆管がん多発事件
- 11月号 いじめ・パワハラ対策
- 12月号 既存石綿対策の現状と課題
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 3.11から2年の被ばく労働問題

■2013年度特集目次

- 4月号 胆管がん事件はどうして起こったか
- 5月号 第12次労働災害防止計画
- 6月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 7月号 職業がんのリスト掲載と補償
- 8月号 腰痛予防対策指針の改訂
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2012→2013
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
- 11月号 惨事ストレス対策
- 12月号 韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流
- 1・2月号 職業性胆管がん事件
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2013

■2014年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法令の改正提案
- 5月号 原発被ばく労働問題をめぐる状況
- 6月号 学校アスベスト
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 脳心・精神障害の労災補償/過労死防止法
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2013→2014
- 10月号 せき髄損傷の労災補償
- 11月号 石綿疾患患者と家族の会10周年
- 12月号 職業性胆管がん事件/泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決
- 1・2月号 過労死等防止対策推進法施行
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2014

■2015年度特集目次

- 4月号 ストレスチェックの義務化
- 5月号 心理社会的リスクへの対応
- 6月号 泉南国賠訴訟最高裁判決その後
- 7月号 原発被ばく労働/受動喫煙防止措置
- 8月号 ストレスチェック指針・実施マニュアル
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2014→2015
- 10月号 クボタ・シヨックから10年
- 11月号 アジアで相次ぐ産業災害
- 12月号 未曾有の原発事故から四年半
- 1・2月号 石綿救済法から10年の救済状況検証
- 3月号 染料・顔料中間体製造工場で膀胱がん

■2016年度特集目次

- 4月号 アジアのアスベスト禁止 2015
- 5月号 放射線被ばくと白血病
- 6月号 救済法10年間のアスベスト対策見直し
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷の推計
- 8月号 脳心・精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2015→2016
- 10月号 労災保険審査請求制度等の改正
- 11月号 石綿環境被害救済小委員会報告案
- 12月号 パワーハラスメントのない職場づくり
- 1・2月号 石綿被害救済検証/職業がんをなくそう
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2016

■2017年度特集目次

- 4月号 原発事故から7年目の被ばく労働問題の現状と課題
- 5月号 感情労働の現状と対策
- 6月号 震災アスベストプロジェクト報告
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷GBD2015
- 8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2016→2017
- 10月号 患者と家族の会イギリス訪問団
- 11月号 BANJAN30周年記念国際集会
- 12月号 石綿疾患死亡世界負荷の推計

- 1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2017

■2018年度特集目次

- 4月号 法改正・制定をめぐる動き
- 5月号 第13次労働災害防止計画
- 6月号 職場のパワーハラスメント防止対策
- 7月号 「新たな」「隠れた」職業病の把握
- 8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2017→2018
- 10月号 中皮腫キャラバン隊・100人集会
- 11月号 建設アスベスト訴訟最高裁判決を踏まえた対応
- 12月号 世界的二大職業病事件に歴史的進展
- 1・2月号 ①石綿被害補償・救済状況の検証／②「働き方改革」関連
- 3月号 「働き方改革関連法」による安衛法改正

■2019年度特集目次

- 4月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2018
- 5月号 地方公務員の災害補償
- 6月号 A-BANブラジル・ミッション
- 7月号 福島第一原発被ばく労働問題の現状と課題
- 8月号 中皮腫サポートキャラバン隊
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2018→2019
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 11月号 情報機器作業ガイドライン
- 12月号 現場からのパワハラ防止対策促進
- 1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証
- 3月号 石綿則・大防法による石綿対策の見直し

■2020年度特集目次

- 4月号 A-BAN10周年のソウル会議
- 5月号 ANROEV2019 ソウル会議
- 6月号 COVID-19と安全衛生・労災補償
- 7月号 COVID-19と安全衛生・労災補償②
- 8月号 労働安全衛生で女性を可視化する
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2019→2020
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 11月号 「新たな」「隠れた」職業病
- 12月号 中皮腫患者の実態調査
- 1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証／筋骨格系障害
- 3月号 アスベスト(救済給付・最高裁・違法輸入等)

■2021年度特集目次

- 4月号 化学物質規制体系の見直し提言
- 5月号 労働基準監督の実施状況と課題
- 6月号 職業リスクによる世界疾病負荷
- 7月号 建設アスベスト訴訟の新展開
- 8月号 建設石綿被害給付金制度法の成立

- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2020→2021
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 11月号 化学物質規制体系の見直し
- 12月号 労働関連死亡WHO/ILO共同推計
- 1・2月号 フリーランス／石綿健康被害補償・救済
- 3月号 改正事務所衛生基準規則

■2022年度特集目次

- 4月号 ABAN2021オンライン会議
- 5月号 ハラスメント対策の最新状況
- 6月号 建設アスベスト訴訟最高裁判決を踏まえた対応
- 7月号 石綿健康被害救済法三度目の改正
- 8月号 労働安全衛生法の新たな化学物質規制
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2021→2022
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 11月号 石綿健康被害救済小委員会
- 12月号 労働安全衛生法制定50周年
- 1・2月号 事業主不服申立制度／石綿健康被害補償・救済
- 3月号 労災保険のメリット制度

■2023年度特集目次

- 4月号 労災保険法改正における労使の要望
- 5月号 第14次労働災害防止計画
- 6月号 新型コロナウイルス感染症
- 7月号 新たな化学物質規制令和5(2023)年度分施行
- 8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2022→2023
- 10月号 石綿健康被害救済小委員会
- 11月号 精神障害労災認定基準の改正
- 12月号 アジア・ネットワーク
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済／心理社会的リスク
- 3月号 関西労働者安全センター50周年記念

■2024年度特集目次

- 4月号 労働関連疾病負荷推計の進展
- 5月号 新たな化学物質管理-4つのステップ
- 6月号 製品・環境中の石綿汚染物質
- 7月号 個人事業者等の安全衛生対策
- 8月号 「パワハラ防止法」抜本改正の必要性
- 9月号 ①事業主の不服申し立て／②過労死等の労災補償状況
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 2023→2024
- 11月号 GBD2013～2021推計の比較
- 12月号 地方公務員災害補償基金本部との交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2024

2024年 4月号 (通巻524号)
2024年3月15日発行 64頁 800円

■特集／労働関連疾病負荷推計の進展

WHO/ILO共同推計の
労働者の健康監視指標としての活用
ILO世界推計・IARCがん推計でも進展 ……2
WHO:労働者の健康のための新たな世界的指標」5
WHO:太陽の下で働く3人に1人が非黒色腫
皮膚がんで死亡すると発表 ……14
ILO:より安全で健康的な労働環境の呼びかけ …18
労働における生物学的リスクに関する世界推計 …20
2019年の疾病・災害による労働関連負荷推計 …20
発がん物質への同時複合曝露の肺がんリスク …22
IARC:がん負荷推計と負荷増加予測推計 ……22
給付金改正提案～私たちの提案

建設アスベスト訴訟全国連絡会…25

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

欧州委員会は4か月以内に公約の履行を ……32
ロシア・クリソタイル鉱山におけるがん死亡率 ……34
既存アスベストに対するオランダの対応 ……38
給付基礎日額の算定に係る参考資料集 ……42

【各地の便り/世界から】

「メリット制」の今後について考える懇談会
弁護士●廃止するか抜本的見直しが必要 ……49
「新しい時代の働き方に関する研究会」報告書
厚労省●「労働基準法制研究会」開催 ……52
常駐フリー・カメラマン労災認定
東京●業務委託、通勤災害でむち打ち症 ……55
横浜地裁も公務災害認めず
神奈川●養護教諭の解離性運動障碍 ……57
低額決定を審査請求で争う
大阪●標準報酬月額算定問題 ……58
労災承認第一位「配達民族」
韓国●ライダーの3割憂うつ危険 ……59
印刷業以外でも「胆管がん」
厚労省●職業性胆管がん2021年度4件 ……61

2024年 5月号 (通巻525号)
2024年4月15日発行 62頁 800円

■特集／新たな化学物質管理-4つのステップ

新たな化学物質管理規制
実施に必要な4つのステップ
2024年4月1日から全面实施 ……2
令和5年度化学物質管理に係る

専門家検討会報告書 ……17
独立報告「規定疾病D1(じん肺)についての
規定の見直し検討及び更新」

英:労働災害諮問委員会…23

英:2024年じん肺等(労災補償)(特定疾病及び
規定職業)(改正)規則 ……36

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

バイデン-ハリス政権はがん予防のため
アスベスト使用禁止を最終決定 ……39
新しいEPAの規則は画期的な前進だが
輸入をすべて禁止するものではない ……41
EPA第1部クリソタイルアスベスト規則Q&A ……42
連邦不動産:より一貫した監視が監理を改善 ……44
フランダース地域におけるエタニット・アスベストの
完全除去に20年間で毎年1億ユーロが必要 ……45
シドニー・アスベスト危機 ……46
ネリー・カーショウの死から100年 ……47

【各地の便り/世界から】

災害とアスベスト-阪神淡路30周年プロジェクト
兵庫●2025年1月に向けて活動を開始 ……48
じん肺診査ハンドブック改訂作業に注視を
厚労省●被告企業証人になる専門家は外すべき…51
岐阜地裁がニチアスを断罪
岐阜●企業側医学専門家証人の主張一蹴 ……54
造船アスベスト国賠訴訟提訴
新潟●新潟鐵工所・新潟造船元労働者 ……55
アスベスト相談会と講演会開催
新潟●アスベストユニオン総会も開催 ……56
生徒指導の行為が「私怨」?
東京●審査会は労災不支給処分を撤回 ……57
働く高校生の安全・健康
東京●都立飛鳥高校定時制で講義 ……58
外国人労災補償半分で合法
韓国●二審が一審判決を覆し最高裁に ……59

2024年 6月号 (通巻526号)
2024年5月15日発行 64頁 800円

■特集／製品・環境中の石綿汚染部物質

製品・環境中の石綿汚染部物質
最新の知見と対処の選択肢
UNEPが国連環境総会に提出した文書 ……2
3年間で労災認定23万件強
認定率、処理率とも高水準維持
ワクチン接種による健康被害も職業病 ……17
新型コロナウイルスワクチン健康被害認定件数
2021年度858件、2022年度144件-氷山の一角…25

じん肺X線写真集改定検討委員会報告書
厚生労働省●新たに16症例の画像追加提案……27
職業性呼吸器疾患研究会有志医師の会
検討会報告書への意見書 ……………30
全国安全センター厚生労働省交渉 ……………31
通達：労働者死傷病報告等の電子申請原則義務化等
じん肺法施行規則等改正省令の施行について …33
割増賃金算定におけるいわゆる在宅勤務手当 …34
化学物質管理強化月間の創設 ……………36
令和6年度の労災保険率 ……………37
欧州労使：第三者暴力ガイドライン改定交渉開始 …38
多部門ガイドラインの更新(2023年) ……………39
人工知能法：欧州労使が画期的な法律を採択 ……41
プラットフォーム労働者：欧州理事会が労働条件
改善のための新ルールに関する合意を確認 ……43
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
飲料水中のアスベスト：健康に何を意味するか?…45
アスベストは世界的な廃棄物問題 ……………49
アスベスト：「魔法の鉱物」の奇妙な過去 ……53
【各地の便り/世界から】
宝塚市浄水場職員の中皮腫
兵庫●石綿曝露時間短くても公務災害 ……………55
一人親方ではなく労働者です
東京●肺がん・振動障害労災認定裁判開始 ……56
教員の精神疾患休職者最多
文部科学省●20代で休職者が増加 ……………57
西日本豪雨時の石綿対策
岡山●シンボで災害時対策の必要性訴える ……58
日本冷熱石綿裁判判決へ
熊本●証人調べで被告の責任より明らかに ……59
原発事故後作業で3名認定
厚労省●白血病2名、肺がん1名 ……………61
妊娠中の有害物質曝露が原因
韓国●「胎児労災」初認定 ……………62

2024年 7月号 (通巻527号)
2024年6月15日発行 64頁 800円

■特集／個人事業者等の安全衛生対策
個人事業者等でも保護対象
有害性だけでなく危険性も
4省令改正と健康管理ガイドライン ……………2
個人事業者等の健康管理に関するガイドライン …19
欧州議会がプラットフォーム労働指令を採択 ……27
プラットフォーム労働：労働安全衛生に対する影響 …28
ILO：気候変動は世界の労働者の70%に深刻な
健康被害をもたらす「カクテル」をつくり出す ……30

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
石綿安全大韓民国のための
第3次石綿管理基本計画 ……………31
インドネシア：新たなアスベスト禁止 ……………52
スペイン・カタルーニャ州における進展 ……53
【各地の便り/世界から】
会社に2800万円の賠償命じる
熊本●司法は解決引き延ばしを厳しく断罪 ……54
運用状況と問題点の検討
建設アスベスト給付金●改善申し入れも必要 ……55
あまりにも遅いコロナ障害認定
愛知●症状固定後も治療継続の実態 ……57
ワクチン副反応の労災補償
厚労省●国会質問からQ&A改善へ ……………58
技能実習生が石綿除去作業従事
移住労働者行動●入管法改悪にも反対 ……58
石綿作業従事期間2か月でも認定
神奈川●47年後に石綿肺がんで死亡 ……60
石綿労災認定事業場名公表
全国●例年より多かったフォローすべき案件 ……61
悪質苦情加害者を告訴へ
韓国●公務員労組は対策強化を要求 ……62

2024年 8月号 (通巻528号)
2024年7月15日発行 64頁 800円

■特集／「パワハラ防止法」抜本改正の必要性
カスハラ対策は小手先ではなく
抜本的法改正が必要
ILO条約採択、「防止法」制定から5年
千葉茂(IMC) ……2
日本の肺がん死亡の24%が
職業リスクに起因するもの
世界疾病負荷(GBD2021)推計データ ……22
ILO報告書概要：気候変動下における
労働安全衛生の確保 ……………42
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
豪：アスベスト国家戦略 第3段階 2024～30年 …48
ストレスチェック制度等のメンタルヘルス
対策に関する検討会への意見書 ……………59
【各地の便り/世界から】
災害時アスベスト、ボランティア活動アンケート
全国●周知・回答にぜひご協力ください ……60
被ばく労働春闘行動と集会
東京●団交拒否の竹中工務店に抗議 ……62
全国役員会をリアル開催
大阪●コロナ禍以来5年ぶり ……………63

安全センター情報目次

国賠訴訟勝利10年の集い
大阪●泉南石綿の碑前で開催 ……64

2024年 9月号 (通巻529号)
2024年8月15日発行 64頁 800円

■特集①／事業主の不服申し立て
事業主の不服申し立て認めず
最高裁が初の歴史的判断
さらに労災保険のメリット制廃止に進むべき ……2

■特集②／過労死等の労災補償状況
請求・認定件数増加、認定率減少
精神障害認定42%がハラスメント
脳・心臓疾患の時間基準以外認定は減少 ……9

カスハラ対策は小手先ではなく
抜本的法改正が必要
ILO条約採択、「防止法」制定から5年
千葉茂(IMC) ……2

国際労働会議が生物学的ハザードに関する
画期的な国際規則に向けた第一歩を踏み出す ……17
バイデン・ハリス政権は屋内・屋外労働者を
酷暑から守る規則案を発表 ……51

【各地の便り/世界から】
業種を問わず「業務委託」なら加入可能に
全国●フリーランスの特別加入制度 ……52
実態解離した軽作業「可能」

京都●自力着脱できなくても休業不要 ……54
じん肺管理2から管理4に
岩手●行政不服審査で労災補償可能に ……57
被害の経験に向き合うこと

兵庫●震災の経験記録連続セミナー① ……60
アスベスト被害の経験を聞く
兵庫●震災の経験記録連続セミナー② ……61
追悼：右田孝雄さん

大阪●ブログには1万回超える投稿 ……62
作業中止権導入後労災減少
韓国●権利行使増加のサムソン物産 ……63

2024年 10月号 (通巻530号)
2024年9月15日発行 86頁 800円

■特集／日本の労働安全衛生
労働安全衛生をめぐる状況 2023年→2024年
1. 労働災害・職業病の発生状況 ……2
2. 労働安全衛生対策 ……8
3. 化学物質 対策等 ……12
4. 労災補償対策 ……14

5. 労働災害・職業病の統計データ ……16
統計資料 ……22
2022年度労働基準行政関係通達 ……56

■全国安全センター第34回総会議案
第1号議案：活動報告と方針案 ……68
第2号議案：2023年度収支決算案 ……73
第3号議案：2024年度収支予算案 ……74
第4号議案：2024年度役員体制案 ……75
安全センター情報2023年度目次 ……76
全国安全センター規約・規定 ……85

2024年 11月号 (通巻531号)
2024年10月15日発行 64頁 800円

文書廃棄は国家賠償法上違法
損害賠償も認めた判決が確定
石綿関連文書誤廃棄訴訟神戸地裁判決 ……2
上限規制遵守徹底、再発防止指導、
フリーランス等対策を強化
3回目の過労死等防止対策大綱変更の概要 ……10

■特集／GBD2013～2021推計の比較
進化・発展中のGBD推計
GBD2017以降比較的安定
世界疾病負荷(GBD2013～17)推計データ ……15

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
NSW州の廃棄物業界は再生土壌に対する
取り締まり強化に直面 ……39
マルチ危機：アスベストに関する3つの神話 ……41
ニュージーランド：コンクリートの中のアスベスト：
安全にリサイクルすることは可能か？ ……42
インドネシア：企業による嫌がらせ：
石綿製造業者が活動家を提訴 ……47
英：全国疾病登録サービスの新たなながんデータ ……48

【各地の便り/世界から】
ジアセチル職業病裁判提訴
東京●労災認めぬ事業主に損賠求める ……49
既往ある精神障害の認定

兵庫●労災申請から1年3か月がかり ……51
震災石綿被害6人目の認定
兵庫●改修・解体作業従事者で中皮腫発症 ……53
理容師の上肢障害認定

千葉●ヘアカット専門店の理容師 ……55
上限規制と2024年問題
関西●センター運営協議会で講演学習会 ……56
平均賃金の算定に異議あり！

東京●審査会が国の怠慢と不作為を批判 ……58
セウォル号救助作業で骨壊死

韓国●苦境を強いられる潜水士 ……………60

2024年 12月号 (通巻532号)
2024年11月15日発行 64頁 800円

■特集／地方公務員災害補償基金本部との交渉

地方公務員災害補償の問題点
 基金本部と久しぶりに交渉実施
 突然死した消防レスキュー隊員の両親も参加…2
 医療従事者等以外の職員にかかる新型
 コロナワクチン接種の公務遂行性について ……19
 人口石シカによるじん肺問題
 ハザーズ・マガジン：DUST IN DUST
 珪肺症例が政府のひとりよがりを暴露 ……16
 豪：人口石の使用禁止 ……19
 豪：労働安全衛生・労災補償担当大臣会合声明…21
 英：キッチン改装に関する新たな規則 ……23
 豪：IKEAオーストラリアの声明 ……25
 石綿関連肺がん：アップデート
 いくつかの側面に関する学際的レビュー ……26
 過小評価されている腫瘍学上の問題 ……28
 報告する病理医が知っておくべきこと ……34
 循環腫瘍細胞の検出はアスベスト関連
 肺がんが疑われる患者に早期診断を
 提供する可能性がある ……40
 アスベストと超微粒子の定義と
 発がん性に関する問題を解決する ……43
 【各地の便り/世界から】
 被災地から問うアスベスト対策
 兵庫●阪神・淡路大震災30年 シンポジウム ……52
 ニチアス控訴審でも敗訴
 岐阜●最高裁に上告申し立て ……54
 高齢者の職業病を業務外
 東京●ガス管施設作業で右母指CM関節症 ……55
 非常勤職員の災害補償問題
 東京●自治労市町職連絡会で研修 ……56
 バス運転・整備士の肺がん
 京都●石綿による職業病として認定 ……57
 8回目の石綿健康被害ホットライン
 兵庫●西日本で2日間で18件の相談 ……58
 アリセル工場火災で22人死亡
 韓国●犠牲者の大半は外国人労働者 ……59

2025 1・2月号 (通巻533号)
2025年1月15日発行 100頁 1,600円

■特集／石綿健康被害補償・救済状況の検証

2014年度以降なだらかな増加傾向
 肺がんが2022・23年度700件台
 2024年度個別周知の影響にも注目 ……2
 個人事業者、ストレスチェック等で
 労働安全衛生法令改正へ
 職場におけるハラスメント防止対策の強化も…33
 アジアにおける石綿及び石綿関連疾患
 基本データ ……43
 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 米：EPAが第2部TSCAリスク評価を終了 ……73
 EPAリスク評価第2部：アスベストの遺産使用
 及び関連する廃棄を含む補足評価 ……75
 不合理なリスク強調したEPAリスク評価に同意 ……76
 職業病と認める ……52
 アスベスト、喫煙と肺がん：アップデート ……77
 【各地の便り】
 振動病取り組みの経験に学ぶ
 高知●PFAS、コロナワクチン後遺症等々も ……90
 フリーランスの労災保険特別加入
 全国●連合労災保険センターが始動 ……92
 メンタル全国一斉労災ほっとライン
 全国●2日間に9か所で217件の相談 ……95
 ハラスメント相談セミナー実施
 兵庫●全国一斉ほっとラインに向けて ……97
 労災被災者の地位確認訴訟
 宮城●本人尋問も大きなプレッシャー ……99
 技能実習生事故の労災隠し
 香川●会社と代表取締役ら書類送検 ……100
 北関東多言語相談ホットライン
 茨城●移住労働者と連帯する全国ネットワークら…101
 続く警察官の死亡事件
 韓国●「熱中症死亡も重大災害」ほか ……102

2025年 3月号 (通巻534号)
2025年2月15日発行 64頁 800円

■特集／アジアにおけるアスベスト禁止 2024

地域・国レベルの進展から
 禁止に向けて勢いをつける
 ABAN南アジア・東南アジア会議を開催 ……2
 2024年に亡くなった
 世界のアスベスト被害者団体リーダー ……18
 首都圏建設アスベスト訴訟東京1・2陣に
 東京高裁が和解案を提示/原告団らが声明 ……20
 労働安全衛生・労働政策総合推進法等改正へ
 労働政策審議会建議と改正法案要綱 ……25
 他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱い ……32

安全センター情報目次

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

- 米：EPAがタルク含有化粧品中のアスベストの
検出及び同定のための標準化された検査
方法を要求する規則を提案 ……………34
- EPA規則案 ……………35

【各地の便り/世界から】

- 甲府市職員過労自死裁判勝訴
山梨●「仕事遅いから超過勤務」に納得せず ……49
- 悪性リンパ腫・S状結腸がん業務外
福島●東海第二・福島原発の元労働者 ……52

あらかぶ裁判提訴8周年で集会

- 東京●電離放射線がんの労災認定問う ……53
- 労災打ち切りに返金まで要求
神奈川●労基署の不当な決定を撤回させる ……55
- 一日のサマーフィールドワーク
東京●製缶現場・移住労働者・石綿被害 ……61
- 日韓の労働安全衛生問題で交流
大阪●民主労総全北本部より訪問団 ……58
- 半導体工場の筋骨格系疾患
韓国●労災申請はほとんどなし ……61

全国安全センター YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>



【19頁から続く】 災保険給付の対象となりますか」の回答として、「新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等」を示し、一定の変遷を経ながら毎月の情報更新を継続してきたが、2025年3月31日現在の公表以降、更新されていない (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q41)。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（厚生労働統計一覧）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（古いものはコピー）を備え付けている。ホームページ上では、2005～14年度分について「労働者災害補償保険事業の概況」、2015年度分以降については年報の全文がPDFで、また、2009年度分以降について「保険給付等支払状況」がエクセルファイルで入手できるようになっている。

表1(年別全国)及び表8(都道府県別)に示した

基本情報は、これらによって確認できる。詳しくは、以下のとおりである。

労災保険適用事業場数、労災保険適用労働者数は、年報の第1-2表(適用状況[合計](都道府県別))。労災保険新規受給者数、障害(補償)給付一時金新規受給者数、遺族(補償)給付一時金新規受給者数、葬祭料(葬祭給付)受給者数は、「都道府県別、保険給付支払状況(業務災害+通勤災害+二次健康診断等給付)」エクセルファイル。死亡災害発生状況と死傷災害発生状況は、既出の情報源(前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある)。障害(補償)年金、傷病(補償)年金、遺族(補償)年金の新規受給者及び年度末受給者数は、各々、年報第7-10表(障害補償年金受給者数(都道府県別、等級別))、年報第7-15表(傷病補償年金受給者数(都道府県別、等級別))、第7-13表(遺族補償年金受給者数(都道府県別、新規受給者数は年金新規と前払一時金新規を合算)によっている。



全国安全センター規約・規定

規約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5Fに置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体

(2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

(3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないとき。

第9条 既に納入した会費その他の抛出品金は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収

入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@joshrc.net

URL: <https://joshrc.net/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011)272-8855 / FAX (011)272-8880
<http://www.hokkaido-osh.org/>
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03)3683-9765 / FAX (03)3683-9766
<http://www.toshc.org/>
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
190-0012 立川市曙町3-19-13 フォーサート立川104号
三多摩合同労組気付
TEL (042)324-1024 / FAX (042)324-1024
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045)573-4289 / FAX (045)575-1948
<https://koshc.org/>
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
370-0846 高崎市下和田町5-4-3 国労高崎地本内
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027)322-4545 / FAX (027)322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263)39-0021 / FAX (0263)33-6000
- 愛知 ● 一般社団法人名古屋労災職業病センター
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052)837-7420 / FAX (052)837-7420
<https://www.nagoya-rosai.com/>
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0027 津市大門20-11
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059)225-4088 / FAX (059)225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075)691-6191 / FAX (075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階
E-mail info@koshc.jp
TEL (06)6476-8220 / FAX (06)6476-8229
<https://koshc.jp/>
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078)382-2118 / FAX (078)382-2124
<http://www.hoshc.org/>
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086)232-3741 / FAX (086)232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082)264-4110 / FAX (082)264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
TEL (0857)22-6110 / FAX (0857)37-0090
/ FAX (0858)23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail info@tokushimajtuc-rengo.jp
TEL (088)623-6362 / FAX (088)655-4113
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
E-mail rouan-kochi@me.pikara.ne.jp2
TEL (088)845-3953 / FAX (088)845-3953
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (勤労者医療生協本部)
TEL (097)568-2299 / FAX (097)568-2317

